

平成30年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

— 第1号 —

○会議日時 平成30年3月7日(水) 午前9時30分～午後5時21分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)						
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名	
委員長	○	秋山幸男	副委員長	○	若林稔	
委員	○	中村節子	委員	○	須藤勇	
〃	○	岩永博美	〃	○	岡本鉄男	
			出席	6人	欠席	0人

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	高德吉男	建設水道部長	石島正光
農政課長	瀧澤卓倫	農業委員会事務局長	近藤和行
商工観光課長	濱野岳仁	建設課長	谷田貝一彦
都市計画課長	(代理) 舘野正美	区画整理課長	黒川信夫
水道課長	保沢明	下水道課長	若林宏正
スマートIC建設準備室長	伊澤巳佐雄		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	星野登	議事課長	五月女治

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 秋山委員長、野田副議長、広瀬市長

3. 概要録署名委員 中村節子委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 橋梁長寿命化修繕事業（庚申橋）
生活道路修繕事業（市道9121号線）
J R 小金井駅東西自由通路修繕事業
市道大規模修繕事業（市道1－3号線）

認定第1号 平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計歳入歳出
決算認定について

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により認定すべきものと決す。

議案第1号 平成29年度下野市一般会計補正予算（第6号）【所管関係部分】

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第5号 平成29年度下野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第6号 平成29年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業特
別会計補正予算（第3号）

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第7号 平成30年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入]

14款1項5目 商工使用料

- 中村委員：夜明け前施設使用料について、70万円となっているが、結局、何パーセントの使用料になったのか。
- 商工観光課長：3%から10%の中で実施を勘案するとなっていたが、今回は運営事業者との話し合いの中で6%に設定をした。

17款2項1目 不動産売払収入

- 中村委員：道路払下収入について、どちらの道路になるのか。
- 建設課長：申請に基づくものであり、廃道となった道路の払下げ収入、それと、法定外公共物といって里道・水路、赤道や青地と言われているものの払下げになり、これは申請に基づき払下げをするものである。

21款4項3目 雑入

- 中村委員：三王山ふれあい公園指定管理者納付金については30万円が計上されているが、どのような制度になっているのか教えていただきたい。収入が一定額を超えると一部納付とか、そういったあたりを教えていただきたい。
- 都市計画課長補佐：今回自主売り上げとして、300万円程度を見込んでいる。その自主売り上げ部分の10%を納付金として納めてもらうような形で検討している。

[歳出]

6款1項1目 農業委員会費

- 中村委員：農業委員会運営費について、広報に農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の募集が掲載されており、4月23日から5月25日まで募集ということだが、農業者だけでなく広く一般の市民からも募集したいと書いてあった。問い合わせなどはあったのか。
- 農業委員会事務局長：今のところ目立って問い合わせはない。今月また、説明会を開催予定なので、その後あるのではないかとと思っている。

6款1項3目 農業振興費

- 須藤委員：担い手総合対策支援事業の中の、強い農業づくり交付金事業について、2億9,000万円計上されているが、資料を見て内容は承知しているのだが、もっと具体的な説明を願う。
- 農政課長：常任委員会附属資料に記載させていただいているが、これは、柴工

業団地内に農業機材をつくっている誠和という会社があり、これまでに笹原・関根井地区に1万平方メートルの土地でトマトパークを稼働している。こちらがさらに増反をしたいということでの事業となる。本事業は国庫補助事業となり、予算的には農水省からの補助金を市を通じて出すという形になる。内容としては、高付加価値、生産コスト低減、産地の収益強化や合理化を図る取り組みに必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援するということである。補助の対象施設としては、高度環境制御栽培施設、トマトパークは水耕栽培でかなり人数を減らした中で管理をしている。補助については2分の1である。今回増反するのは、既存建物の西側の水田に、1万9,846平方メートル、所有者は5人ほどいるが、この田を借りて施設を建設したいということである。建物本体については、施設面積1万1,800平方メートル、栽培面積1万800平方メートルとなる。高軒高ハウスということで、トマトを栽培するに当たり軒高6メートルのハウスをつくり、その中で生産する。東西は幅8メートルスパンの10連棟、南北については5メートルで27スパンの建物が建つ。そのほか、調整池等をつくる予定となっているが、事業費は5億8,000万円を予定しており、2分の1の2億9,000万円の補助金をそこに使いたいということである。これまでに、地主を始め地元土地改良区にも説明をしており、内容の概要についてはご理解いただいているところである。さらに細かい点については、田や水路を管理している土地改良区と詳細について、実施に向けての協議をしていくという話になっている。

- 須藤委員：誠和においては、増反ということで、従業員というか研修生の現状と、これからの誠和における予定はどのように承知しているのか、お知らせ願いたい。
- 農政課長：既存の施設においては、生産部分と研究棟という、2つの性格を持った建物ができているが、今回増反したいという部分については、生産専門の建物でつくりたいということである。従業員については、研修生を何人か入れている。正確な数字は分からないが、5、6人くらい話を聞いていたという気はしている。また、建物の動かし方としてはそれほど多くの人に関わる必要がないので、一桁台くらい的人数で動かすことができるのかなということも聞いている。
- 須藤委員：これについては、地元の雇用というのはいり得るのか。
- 農政課長：増反部分についてどうなるかということはあるが、既存部分については、仕事の内容等、労働条件もあるかと思うが、周辺にお住まいの方が勤めていると聞いている。なので、新しい部分でも条件がそろえばそういう可能性はあるかと思われる。
- 須藤委員：地域の方で働いているという話は伺ったことはあるが、トマトを生産するのに関わる従業員が、若い人が行ってくればよいなと私は思っている。

るのだが、ぜひ会社としてもそういう地元の方が研修に来ていただいて、将来的には。以前、社長からは、地元に戻って、これと同じようなオランダ型の軒高のハウスを建ててトマトの生産をしていただければと、そのようなお話を伺ったこともあるので、そういったことも今後の話し合いの中でお話していただければありがたいかなと思う。また、少し話が変わるが、これは誠和という会社がやることであるが、一般の農家でも、こういったコンピュータ制御の養育栽培等を行っている農家もある。トマトを栽培している農家もある。大変おいしいトマトを栽培しているように聞いているが、そういった関係の、何らかの施設の増築や改修、施設の更新、そういったことに関する助成などが考えられないか、そういったことは今後どのように考えているのかお聞かせいただきたい。

●農政課長：地元雇用については、今後協議の中で、市からもそういうことで進めていただけるように働きかけをしていきたいと思う。また、トマトパークのような、こういった設備に関する助成については、別の項目として園芸作物関係の施設等に関する予算を取っている。その中での対応になってくるものもあるのかなと思うし、新規で就農される方についても、そういった施設整備についての補助事業を設けているので、その辺の活用をしていただければと考えている。

○須藤委員：承知はしたが、現在、養育栽培等でやっているものはかなり資金も必要な栽培方法でやっている。そのため、決して安くはないトマトを販売しているような状況になるが、現在ある県、もしくは国の補助事業等も承知はしているのだが、そういった専門性の高い栽培の支援というか、そういうことも考えていただければありがたいと思う。何か教えていただけることがあれば答弁願う。

●農政課長：30年度予算の中では、今回、要望等の取り付けがなかった経緯もあり当初予算には位置付けていないが、29年度で産地パワーアップ事業という事業を展開している。これは、地区において作物を特化するような形になるのだが、作物の産地だよ、ということで事業を展開していくのだが、29年度の同事業については、イチゴについて実施した。産地パワーアップも同じ人が続けるというわけには、生産目標のポイント数とかもあるので、難しい点はあるのだが、30年度は要望がないところではあるが、もしトマトに特化できた産地ということで、こういった事業展開をできれば、有利な補助事業になるかと考えている。

○岩永委員：担い手総合対策支援事業の中にユニバーサル農業支援事業とあるが、これは障がい者雇用に係る施設整備、改修となっているが、規模としてはどのくらいの人数を対象とされているのか。どのような職種が検討されてい

るのか伺う。

- 農政課長：平成30年度、今回初めて予算を付けさせていただいた。以前、農業者を対象にユニバーサル農業、全体の事業アンケートを取った時に、福祉に限らず子どもたちに農業経験をさせたりすることを含めて、7件ほど経験があるという答えをいただいた。その中で福祉関係の部門でも労働力として使うことができないか、なかなか施設園芸部門においては人手不足というか手が足りないということもあり、社会福祉施設との連携が取ればという話あった中で予算を上げさせていただいたところである。一つはマッチングの問題がある。農業者が必要とする労働力のあり方、また社会福祉施設としてどういったものが労働力として提供できるかということがあるが、そんな中、うまくマッチングができるあるいは将来可能であるというような見込みができるのであれば、その施設においてスロープや手すりが必要であるとか、施設の一部の改修補助や障がい者の人用に特別な用具が必要なのであれば、そういったものを購入するための補助という形で応援できないかということで、予算計上している。今回25万円上限の2件で50万円ということである。社会福祉課と連携しながら進めていければと考えている。
- 岩永委員：具体的なことは進んでいないようであるが、例えばキュウリとか実際の農作物を選別したりとか、作業の部分まではいついていないということか。
- 農政課長：実際の農業の現場での話はこれからいただくところではあるが、これまでに市以外で聞いた中では、例えばイチゴ農家の方からは、イチゴを摘んだりするのは難しい部分もあるが、イチゴの箱をつくるということであれば対応できる。またある程度決まった中での除草的な作業等をいただくということを知っている。現実的に本市の場合どのようにするかというと、農家の方がどういった農業に対しての労働力を必要とするかということから始めていきたいと考えている。
- 岩永委員：先ほど課長のお話にもあった労働人口の減少は今から懸念されることであると思うので、ぜひ検討していただいて、障がい者でも働ける場所を少しでも検討していただければと思う。
- 須藤委員：同じことで、私は園芸福祉士なので、研修なども受けているが、こういったことでの雇用がどうですかということと、ありますということを実施のほうも当然であるが、若い農業者の方にぜひこういう方向でやってみてほしい。細かく説明しないとどこまでやっていいかわからないということもあるので。後は、岩永議員が質問されたので言うことはないが、よろしく願いしたい。
- 中村委員：同じところで、マッチングと必要な施設面や用具を買うお手伝いということであるが、始まると初めてのことなのでいろいろな問題も出てくる

と思うが、そういう時の相談やトラブルの受付などは農政課のほうでも受付されるのか。

- 農政課長：現時点では農政課で農家の方からの要望等を伺う。社会福祉施設のほうも農政課からお話しさせていただこうと思っている。情報の提供をお互いさせていただいて、農家の方と施設の方の両方で話がまとまるかまとまらないかということもあるが、内容について、農政課のほうで確認していきたいと思っている。当然社会福祉課とも連携させていただいて進めたいと考えている。

○中村委員：地域ブランド支援事業であるが、ここにたくさんのかんぴょうの支出について書いてあるが、昨年の末に経済建設の委員とかんぴょう農家さん、JAの方たちと懇談をした時に、何が一番困るかという話で、かんぴょう農家さんがかんぴょうの機械を手に入れるのが難しい、修理に時間がかかることを訴える方がたくさんいたが、そういうところが何とかならないとこれからの継続が難しいと思ったが、これからどういうふうにするのか。何かやっているのか。

- 農政課長：かんぴょうについては、栃木県が生産一番、さらに下野市が一番ということであるが、生産される方も減ってきている状況になっている。今年度、かんぴょう生産者連絡協議会委員ということでの報償費を計上させていただいているが、30年度で生産者連絡協議会を立ち上げたいと考えている。現在の協議会の内容、委員の構成としては、生産者15名、各地区から5名ほど出ていただいたほかに、JAの職員各1名、振興事務所の2名ということで現在19名の構成で立ち上げられたらと考えている。ここでどんなことを話すかというところ、生産者の現状や課題。これまでもいろいろな取り組みをしているところであるが、生産量を維持するふやす方向にもっていけるかということには、現状と課題等の整理が必要ではないかと考えている。生産維持に向けた取り組みの検討を含めて、難しいところではあるが新規就農、親元就農等に対する助成等の検討も含めていきたいということもある。そういった内容で30年度3回ほど会議を進められればと、考えている。

○中村委員：協議会の委員さんのメンバーを聞くと、この前懇談会をした方たちが結構いらっしゃるのかと思うので、そこで困っていることであつたので、新しい考えやアイデアとか生まれるのか。同じことで困っているというようなことにならないのか。

- 農政課長：現場の話では委員さんからお話しあつたように設備の関係とか、壊れてしまって修理等が難しい等の部分もあるかと思う。乾燥機などの移設についてもあるわけであるが、さらに議論ができれば、生産の中における分業化の取り組みができるかどうかであるとか、その辺のことについてのご意見を

いただきたいと思っている。できれば年度中ごろまでに意見を集約して、例えば31年度の予算に反映できるような施策の展開ができればと、今のところ考えている。

○中村委員：懇談会の時に、例えば小山高専等に、機械のことなので力を貸してもらうことはどうだろうということも言ったので、そういうことも考えていただければと思う。北桜高校や宇都宮大学の農学部の学校関係などにも聞いてみるのも一つの手なのではないかと思った。もう一つ、かんぴょうに関してであるが、硫黄でいぶしていない無添加のかんぴょうは、下野市ではどれくらい生産されているのか。

●農政課長：私が存じ上げている部分では、現在道の駅で販売されている生産農家の方も一つは無漂白を作っている。また別な地区でも作られている方いらっしゃるが、基本的に生産の販売流通が問屋さん経由となるので、長期保存が可能な漂白がされてしまっているのかと思うが、中には意識して無漂白で生産されている方が数名いらっしゃる状況である。

○中村委員：無添加のかんぴょうは、水に戻しただけで使えるということで、それに比べていぶしているものは、戻してから一度湯がなくてはならないという手間が、そこから味付けをしたりするということが結構手間の面でネックになっているのかと、料理をする側としては思う。できたら無添加のほうにもう少し力を入れていっていただけないかと思う。宇都宮にフルールドウリスというカクテルを出すお店があるが、そこで新しいメニューとして、下野市のキッシュ、下野キッシュとかいう名前のキッシュが出ており、下野市の青柳さんが出した無添加のキッシュを作っているというのが載っていて、身近なところでうまく人気を出していければと思った。無添加のことについてはこれで大丈夫である。努力していってもらえたらと思う。

○中村委員：石橋地区都市農村交流施設指定管理について、ゆうがおパークの売り上げはどうか。毎月1,200万円ぐらいを売り上げを目標としているということであるが、以前聞いた時はちょっとかけるぐらいであったが、このところの状況はどうか。

●農政課長：石橋地区都市農村交流施設、愛称ゆうがおパークの運営状況であるが、先の委員会等でもご報告させていただいて、当初の売り上げ目標に至っていないということでご心配いただいているところであるが、なかなか月売り上げの中では至っていない状況である。冬場に入り12月、1月、2月、なかなか品ぞろえの面で一般のお店でも落ち込んでいるが、予定に至っていないところであるが、頑張っている状況ではある。運営面については指定管理ということもあり、市のほうでもいろいろアドバイスさせてもらっている状況で、先月の24日に1回目の総会が開催された。この中で会員さんからもご

意見をいただき、運営側からも意見を出し、うまくいっていない状況であることは皆さん知っていたので、さらに盛り上げていく方向でお互いに意見を交換した。今後また頑張っていこうということで、意見がまとまっている。総会后、若干品ぞろえも増えてきている、野菜の数も増えてきているという感じも受けている。これから暖かくなる時期でありその中で販売の目標に向けて成長できればと考えている。

○中村委員：冬場、10月から2月までの売上高などは分かるか。

●農政課長：現在聞いているのが12月締めの中での金額であるので、11月の売り上げについては、685万3,000円、12月については、762万9,000円という金額を聞いている。

○須藤委員：環境保全型農業推進事業で、リンクT等のいろいろな補助金が出ているが、低農薬栽培支援事業、また環境保全型農業直接支払交付金があるが、以前経済建設常任委員会で研修に行った新潟県の村上市と新発田市でも環境保全型ということで有機質肥料を多くしたアスパラガスの栽培をやっているという話を伺ってきたが、その後委員会でも話をさせていただき、農政課長からは意見を聞いているわけであるが、実は先日、JAおやま管内の耕種部会というもの、水稻栽培の専門部会である。そういった中で、できるだけ農薬を使わないようにしようと、そのためには有機質肥料を購入しようではないかという話を10名ほどの方としていた。それが4トンダンプで1台3,500円で買えるということなので、そういったものを使用していくのだが、国分寺のある方は30台ほしいという話もいただいたが、水稻栽培のほかかんぴょう栽培をしている方は、とにかく堆肥を入れなくてはだめだと、長持ちしないから堆肥は絶対必要なんだという意見もあり、ただお金もかかるという話も出てきた。前に農政課長は、有機質、堆肥の生産ということで、さくら市では何らかの形でやっているが、経費的にもまた利用もあまり上がらないようだ、というような話を伺ったように記憶しているが、下野市においてこういった環境保全型推進事業の中に、有機質、堆肥を使用した方へ何らかの支援をしてあげられないかと思っている。課長の見解をお聞かせいただければと思う。

●農政課長：環境保全型農業の例えばリンクTとか、低農薬栽培支援ということ、さらに先に視察した新発田市等の循環型ができないだろうか、ということであるが、低農薬栽培については、非常にJAうつのみや、JAおやまともに取り組みが盛んに行われており、予算が十分達する使用がされている形である。リンクTについては、水稻関係の減農薬、化学肥料の使用を少なくするという支援であるが、こちらについても利用の状況がある。環境保全についての農業生産に関して農家の方の関心は、あるという感じで承ることはできるかと思う。新発田市の循環型ということになると、いろいろな食べ物の残渣を集めて

それを肥料に変えてということであった。施設整備もあり運用の面もあるため、以前お話しした時には当市ではすぐにはできないというお答えをさせていただいたかと思う。ランニングコスト的な部分も精査しないと、整備の面もあるのでその辺は研究させていただきたいと考えている。

- 須藤委員：私も視察の報告書に、下野市でもこういうことを研究すべきであろうということを書いたように記憶しているが、リンクT、低農薬ということでは水質の保全にもかかわる。川には今、魚などが見えない状態になってきている環境であるので、有機質肥料をどんどん使っていて、かんぴょうの生産拡大でもあるが、農家の水稲の肥料が、1袋3,000円から3,200円ぐらいするのではないかと思う。昔はその半値であったが、ここ10年ぐらい高くなっている現状である。そういった経費の節減ということも考えて、小山の農協関係の話の時に、石橋地区は私が窓口になるから使ってくれというような話をさせてもらったので、実のところ私のところにはどんどん運ばれてきている。そこから欲しいという農家の人のところへいつているが、料金的には申し上げないがそんなにはかかってない、そういうわけで進めているので、もっともっと研究を進めていっていただきたいと思います。

6款1項4目 畜産業費

- 須藤委員：新食肉センター整備費で、前年度比で3倍くらいの額になっていると思うが、これはどのようなことか。県で進めていることに対しての負担金ということか。
- 農政課長：県のほうで進めている新食肉センターの整備費ということであるが、29年度より負担金ということで支払っている。計画としては31年度まで負担するようになっており、29年度は211万9,000円ということで、30年度は628万9,000円の予算計上をしている。31年度見込みについては、949万2,000円ということで、トータルで1,790万の3カ年の負担となるわけである。これについては県の事業の進捗により、負担の計画書をいただいた中で予算措置をさせていただいているということである。
- 須藤委員：昨日の県議会の中で、これに関して質問があり、知事が国際競争力に勝てるような栃木の農業を進めるような、施設の整備等も行っていくというような答弁があったと記憶しているが、三森県議会議員が質問していたように記憶しているが、そういった細かいことについて何か承知していたら教えてほしい。
- 農政課長：新食肉センターの整備費について、今委員さんがおっしゃったことについては情報等が入っていないが、計画当初からのある程度の事業費の割り振りをしていたので、それに基づいて各自自治体での負担すべき金額が決まっているため、計画的に負担していくということになるかと思う。

6款1項3目 農業振興費

- 岩永委員：有害鳥獣被害防止対策事業について、県内でもイノシシ、シカ、サル等の被害が報道されているが、下野市で対象になっているものは主に何か。
- 農政課長：本市では、ハクビシンやタヌキ、数例的に少ないがイノシシやシカも以前出たように聞いているが、数例的に多いものはハクビシンが多く、捕獲の網の貸し出し等も行っている状況である。
- 岩永委員：了解した。イノシシやシカは今、下野市にはいないんでしょ。
- 農政課長：29年度に1件だけ西のほうでイノシシがあった。
- 秋山委員長：捕獲して、処理に困っているということを聞く。たとえば、ハクビシンを捕獲しても、市で処理してもらえないので。それはどうなっているのか。
- 農政課長：捕獲の罟を貸し出ししているところであるが、なかなか捕獲するのは難しいが、中にはうまく捕まえられた方もいらっしゃるかと思うが、基本的に捕獲したものについて市のほうで処理等を、今のところはやっていない状況になる。予算的に、委託料ということで有害鳥獣の「処理」とあるが、これは市の公共的な施設等でそういうことがあったときに、捕まえた分の処理費ということでの予算計上になっており、現在のところ、有害鳥獣を排除するに当たっては、捕獲の籠だけはお貸しして、捕まえたときには、捕まえた方でお願いしている状況になっている。
- 秋山委員長：実際に、捕獲して市に問い合わせしたら、自己責任というか、それで処置してくださいと。処置してくださいと言われても、勝手に埋めるわけにもいかないし、困っているということがある。その辺の方法を考えてやらないと、それじゃ、捕まえないとか、勝手にその辺で焼却してしまうとかになると、問題になると思う。処置の仕方を、やっぱりどういうふうにするとか、どこに持って行ってやってくださいとか、そういうようなことをしてあげないと、非常に困っている。その辺の予算付けについては、何か考えていることはないのか。これは喫緊の問題である。その辺のところを対処するのに、例えば、処置に経費が掛かる場合は市で補助するとか。犬や猫が道路でひかれているものは、引き取って処理をしてもらえる。それじゃ、捕まえたのはその辺にぶん投げておいて、ウジが湧いたりしたりとか、お金が掛かればそういうふうになる可能性もある。犬猫の処置を考えた場合、有害鳥獣の場合もどうするかということ、やはりある程度市でやらないと、個人が捕獲した責任の下で処分してくださいというのは、非常に。その辺はどうなのか。
- 産業振興部長：現在は捕獲箱の貸し出しはしているが、その後の処理については、それぞれ農家の方をお願いしているところである。下野市は山間地に比べ被害は少ないかと思うが、徐々に出てくる、今までは見なかったシカなども2年連続で出てきている状況にあるので、今後そういったものがふえてくると

感じる。また、イチゴ農家ではハクビシンが入って食べられてしまうというふうな被害も伺っている。市としては、残渣を置かないとか、そういったものの周知などが必要であるが、今後そういった要望がふえてくると思うので、周辺自治体の処理状況も調べて、犬猫は市で処理しているということもあるので、研究させていただきたい。

○秋山委員長：今、事務局で報告事項があるので説明を。

●議事課長：環境課からの話では、鳥獣保護法で保護されており、捕まえてはならないということになっている。そのため、捕まえても市役所では引き取れない状況にあるとのことである。

○秋山委員長：それでは、檻を貸し出すことは、捕獲してはいけないものに対して貸し出して捕獲させるということは、まずいのではないか。

— 暫時休憩 —

6 款 1 項 3 目 農業振興費

●農政課長：捕獲及び処分について、県に確認したところ、捕獲の許可を出す時点で、処分も含め許可を出す形を取っていれば、処分もやってよろしいということである。ただ、今現在対象となる動物が、有害と言われているものがハクビシン、イノシシ、ニホンジカということであり、そのほか要綱等にも定めがあり、それに基づいてできるものとできないものの区別が出てきてしまうというところであるので、市で出す際に許可を出したものについては、処分ができるという内容になる。

○秋山委員長：それでは、ハクビシンは処分できるということによいか。

●農政課長：基本的に処分は捕獲をした方にしてもらうことになるのだが、捕獲と合わせて処分をするということをして市のほうで許可を出すということになる。その動物の種類については、有害ということで定められているハクビシン、イノシシ、ニホンジカについては、市の計画の中でうたっているもので、これらについては処分ができるということになるかと思うので、捕まえた方が処分することができるということになる。

○秋山委員長：ただ、処理に困っているということが現実だ。ハクビシンを去年の夏に捕まえて、水もエサもあげなかったら、3日で死んだというが、10月に捕まえたものは何もあげなくても1カ月間も生きていたという。クマの冬眠ではないが、そういう生命力があるのではないかと思う。環境にも悪いので、例えば、処理については幾らかかるが、個人負担で半分やってくれといったことを、何かやらないと、処理してくれと言われても、現実には困ってしまう。市としても環境に配慮した施策をしなければならぬのではと思うが。

●産業振興部長：実際の処理費用ということで農家の方も困っているという話

も聞いている。現在は全額個人負担ということでお願いしているが、山間部など被害状況が多い所がどのように対応しているのか、調べさせていただき、研究させていただきたい。

6款1項5目 農地費

- 岡本委員：農業水利施設保全対策事業について、宮前堰改修事業が948万8,000円で予定されている。この事業について、負担金がこれだけかかっているが、今後の事業の進め方、及び経費についてどのようになっていくのか説明願う。
- 農政課長：同事業は本来、29年度に市が施行する形で工事を発注するところであった。これは水利施設のストックマネジメント事業ということで、国からの交付金をいただく予定であったが、29年の配分がなかったということで、29年度の工事を断念した。これを県と協議した中で、農地耕作条件という、別の事業で改修をしましょうということで、29年度の中で事業の変更を行い、県営で行うということで事業を変えたところである。すでに29年度について、繰越ではあるが、県営事業で行うということで話が進んでおり、2,609万2,000円という負担金を、県営事業なので負担金という形で出すようなことで予算措置をしたところである。30年度は948万8,000円であり、最終年度である31年度は3,558万円という負担金が市にかかってくるような形である。総事業費6億円の中で、市が持つべき部分が2割ということであり、さらに受益地が下野市と小山市に分かれており、受益のうちの59.3%が下野市のため、トータルで7,116万円を負担するというところで事業を展開する。30年・31年で実質的に現場のほうを進めるが、29年度ですでに予算措置がされており、これまで、29年度に市で行う設計書等の引継書等も終わり、発注の準備も県のほうで進めてもらっている状況である。出来上がりは、31年の3月ということではあるが、河川のほうの完了検査等を含めると31年5月までには完全な形で終わるということで県の説明を聞いている。なお、これについては、国分寺土地改良区が受益者となるので、改良区の役員会においても説明をしている状況である。
- 岡本委員：事業計画について、計画の変更があり県営で行うことになったということで、29年度に2,609万円の予算があり、この中ですでに宮前堰の設計はでき上がったということで、30年・31年の2カ年で完成に向けた取り組みを行うということ、また、市の負担、あわせて工期については最終的に31年3月までに完成したいが、すべての完了は31年5月ということだが、最終的に土地改良区の負担はどの程度になるのか伺う。
- 農政課長：改良区は事業費の5%の負担となり、総事業費が現時点で6億円であるので、その5%の3,000万円となる。
- 岡本委員：土地改良区の負担金が、前の計画では10%、今回はその半額の5%。

しかも6億円の総事業費の中では3,000万円でおさまるということで、土地改良区のほうでも、負担金も準備も、非常に小さい土地改良区なので、大変だということでも心配をしている。また、あわせて、もうすでに平成30年度については、もう少したつと水が入ってくるということでも、工事ができないわけで、当然農閑期に工期が入ってくると思うので、ぜひ遅れのないような取り組みをお願いしたい。また、あわせて、土地改良区の話聞けば、かなり堰も傷んでいて取水などをするのに、身が危険な状態で取水の開閉をやっているということなので、ぜひとも計画どおり進めるようお願いしたい。

6款1項6目 地域振興交流施設費

- 中村委員：道の駅しもつけ基金費だが、この前道の駅しもつけに行ってみたのだが、情報交流館という所に情報端末がたくさん並んでいた。4台くらいあったものが全部「モニタープロビジョニングファイル期限切れ」というものになっていて、使えない状態となっていた。そのことは知っているか。
- 商工観光課長：情報交流館については、国土交通省の所管になるので入ったことがないが、確認したいと思う。
- 中村委員：国交省の担当とは思いますが、市民から見ると道の駅の中の一部なので、入ったことがないということではちょっと困るので、確認していただき、国交省のほうに言うことができるのであれば、調べていただきお願いしたいと思う。
- 商工観光課長：これからできるだけこまめに回り、確認をして担当に繋いでいきたいと思う。

- 岡本委員：道の駅しもつけ管理事業ということで、指定管理の委託料が2,850万円計上されている。一方、道の駅しもつけ基金費ということで、積立金が1,785万4,000円計上されている。先ほどゆうがおパークの話も出たが、この道の駅については、すでに事業がうまくいっているのか、指定管理料をもらって、さらに基金に積み立てられるほどの営業利益が上がっているというふうに理解しているのだが、この辺について、説明書の中では基金積み立てについては、道の駅の修繕費に、大きな改修費、そういうものに使う、ということが書かれているわけだが、やはりあくまでも道の駅の管理事業なので、黒字経営が続いて積立金がかさんできて、果たしてそれでいいのかと疑問をもつわけである。本来的であるならば、差し引きゼロというのが当然そういうふうなことが出てくるのではないかと思うのだが、道の駅については、かなりの金が、余剰金を積立金のほうにまで回すほど余裕があるのではないかという見方ができるわけだが、その辺をどのように考えているのか伺いたい。
- 商工観光課長：道の駅しもつけの基金については、地域交流施設の使用料から

指定管理料を差し引いた分の1,785万4,000円を計上しているが、目的としては大規模改修に使うということで、実際に屋根の構造上ほこりがたまったり、古くなってきている所もあるので、それに備えたいということはあると思う。一方で、細かい修繕については協定により道の駅にやっていただいているが、ここに計上している研修室のクロス張り替えについては、今回基金から200万円ほど繰り入れて使う予定である。全て積み立てていく、ということでもなく、少し大き目なものについては、基金から負担していくという形でやっていきたいと考えている。

- 岡本委員：道の駅だからこそできるような、積立金の方式ではないかと思う。ほかの指定管理されている施設では、このように積み立てをしている所はない。そうなってくると、使い道についても、当然大きな改修や修繕が出てくれば、市の負担として、市で修繕しているわけですよ。自前の積立金を使って修繕しているというようなところは、ほとんどないわけであり、違和感を感じる。道の駅しもつけだけが特別扱いをされているような感じがするが、ほかの管理施設についても、できればこのような方式をとって、市の負担を少なくしていくということであるならば、大賛成なのだが、できる所だけは最高の状態で、できない所は市がすべて面倒をみななければならないような管理方式というものについては、私は否定すべきではないか考えるが、そういう考えはないか。
- 産業振興部長：道の駅については、建設当初から大規模改修に向けて基金を積み立てようということで基金条例をつくり、使用料と指定管理料の差額を積み立てるということで始まっている。そのほか、市のほうでもいろいろな公共施設があるわけだが、確かに、その公共施設に対して単独の基金はないが、市全体としての基金ということで、それらについては、道の駅以外にも施設があるので、市全体で考えるべきものかなと思う。
- 岡本委員：私は決して悪いとは言っていない。しかしながら、ほかの管理料も含めてこの道の駅しもつけについては、非常にいい方向に進んでいるわけである。なので、ほかの事業に、管理についても同じような方式をとれるようなことをやっていただきたい。というのは、例えば、積立金がいざというときのために、大規模改修に使うんだと言え、その大規模改修は何なのか明確にすべきだと思う。例えば、駐車場の拡充をすとか、舗装し直すとか、その大きな使う指針をいくつか、二つか三つ上げて、このために積み立てておくんだよと、あくまでも漠然とした改修の積立金なんだよと言っても、なかなか、何をやるんだろうな、ということで承服できないというか、理解できない。また、黒字だからこそできるんだなど、変な見方もされるわけであり、ぜひそういうことも含めて検討をお願いしたい。
- 産業振興部長：基金関係については、庁舎等や公共施設、保健施設、そういったそれぞれに基金を積み立てて準備をしているところであるが、道の駅しも

つけだけは単独ということになっている。その辺は当初の設立時の基金の条例の趣旨に基づき実施しているものなので、その点をご理解いただきたいと思います。そのほかの施設については、それぞれ公共施設、福祉施設ということで積み立てはしているので、その辺はうち以外にもあるということで、市全体で取り組むべき課題と考えている。

6款1項5目 農地費

○中村委員：多面的機能支払事業について、農地維持支払・資源向上支払（共同）交付金の内訳を伺う。

●農政課長：お時間いただきたい。

6款1項6目 地域振興交流施設費

○秋山委員長：道の駅の話が出たが、50万円以下の軽微な保守は指定管理者がやっているとのことだが、利用団体の要望とかは聞いているか。改善点とか。というのは、後ろで搬入するときに、雨が降ると庇が何もないので、商品が濡れてしまう。そのまま店に運んで並べられないという。しとしとの雨であればいいが、雷雨や豪雨の場合には。屋根をつけてくれと言ったら、1,300万円くらいかかるという話とのことであった。私が市長に話をしたら、テントか何か出して、雨が当たらないように搬入して、品物が濡れないように早急にやるということであったが、修繕費には盛り込まれていないようなので、それはやはり早急にやってあげないと、搬入した品物が濡れてしまい困っているのは事実なので、その対応を道の駅のほうでやってもらうような指導を。それから、岡本委員から出たが、基金積み立てができるということは、利用する団体とか生産者、業者が努力していることがあるので、市だけが利益を潤すということではなく、1%でもいいから手数料を下げたあげて、生産者の意欲を上げるとか、そういうことができないかという話をされたので、何かの機会に、皆さんの声として話をすると聞いたのだが、どんどん売り上げは伸びていっています、基金を積み立てできるほどになっています、と言ったときに、出荷者や業者が旧態依然として同じ手数料を支払っているというような。当然、経費とかそういったものを含めてなので、やはり、それだけの利益が上がるようならば、もっと出荷者や業者のパーセンテージを下げてもいいのではないかと思うが、その辺のところは検討しないのか。利益が上がれば基金に積み立てをしていくという、そういう方向ではやはり不平不満が出てくると思うので、例えば、何%か下げますよという中で生産者の出荷意欲を高めるということも一つの方法かと思うのだが、その辺のところはどうなのか。

●産業振興部長：道の駅しもつけ自体が株式会社ということで、社長が市長であるが、そういった意見のほかに、株主総会などでもまだ配当を出していないよ

うな状況である。なぜかという、使用料については、全額もらっていない、30%減免している状態であり、その辺まだクリアしていないということで、そういう配当もないということで、株主に理解をいただいているところである。実際に生産者や加工組合の方、そういった所にどういうふうに還元していくか、ということだと思うが、その辺は取締役会とか、そういった中で意見を出していただいて、その中でお話をさせていただくほうがよろしいのかなど。私のほうからしてくださいとは、ちょっと言えないと思うので、その辺は社長や取締役を通じてお話をさせていただければと思う。

- 秋山委員長：生産者や業者は、取締役会とかそういう所に話す機会がない。なので、市で関わっている部分でそういう意見があるということを経理に繋いであげないと。話してくださいと言われても、取締役会で誰が取締役で、いつ会議をやるのか分からない中で、それが反映できないじゃないですか。
- 産業振興部長：そういったお話は、この委員会や生産者の方から伺っていますということを経理、社長である市長にお伝えしたいと思う。
- 秋山委員長：あと、雨よけの対応は、早急にしてあげないと、品質管理の問題もあるので。
- 産業振興部長：その点についても、お話をさせていただきたいと思う。

6款1項5目 農地費

- 農政課長：中村議員から質疑のあった多面的機能支払事業における農地維持支払・資源向上支払（共同）交付金の内訳については、農地維持支払が5,619万7,300円、資源向上支払が1,234万4,832円となる。
- 中村委員：農地維持支払は24組織が対象で、資源向上支払（共同）は7組織とのことだが、この組織は農業者だけの組織なのか、地域住民も含めた組織となるのか。
- 農政課長：資源向上支払（共同）は7組織であるが、24組織の中で資源共同に取り組んでいるものが7組織ということになる。この内容は、簡単な土地改良の施設、水路とか簡単な部分の修繕のほかに、生きもの調査と言って、地元の皆さん、子どもたちを含めて水路にいる生きものを調査したり、自然環境である水路敷きでお祭りをしたりというような活動を含めている内容になる。
- 中村委員：その7団体は、環境保全会は含まれているか。
- 農政課長：以前の事業の名称は、「農地・水環境保全」という、いわゆる土地改良の施設を守りましょうという団体が発足したわけである。元々、土地改良施設においては、土地改良区は本来は費用負担をして、人力を出して、ということであったのだが、やはり水田、農地を保全するという、国策として国も補助金を出して守らないと、農地を守れない。農地は生産するだけではなく、例えば、雨が降ったときには調整池的な機能も持っているということなので、そ

ういった国からの補助金、県からの補助金、市の補助金が入って成り立っており、地元負担はないわけなのだが、そのような動きになっている。これは、環境保全といっても限られているものとしては農地の環境の保全を目的としているので、改良区の中の、水利と言って水の流れのエリアでのグループがあるので、そういったグループ単位ででき上がっているものが24組織となっている。

○中村委員：後で、どのような団体があるのか、リストをいただきたいと思う。

7款1項2目 商工業振興費

○若林副委員長：商工業振興事業の中の石橋商工会納涼踊り花火大会、これは夏の風物詩で、この時期が来るといつも聞かれるのだが、ここに計上している163万8,000円と、ほかの地区と差がある。ほかの地区は半分、約80万円、この差があるので、どういうことで差があるのかよく聞いておいてください、との話を言われたので、具体的な説明を願う。

●商工観光課長：夏祭りの対象ということで国分寺の花火大会になるかと思うが、石橋商工会はきらら館のほうでやっており、そこで仮設など、そういうものが多い点が、まずもっての原因かなと考えられる。会長と話をした中では、最終的にお金を減らしていくためには、たとえば、大松山ができ上がったときには、盆踊りをそちらに持っていけば安くなるかな、とか、そういった話をしているので、検討は重ねているということで、ご理解いただければと思う。

○若林副委員長：内容は分かったが、協賛金とかはどうなのか、石橋地区は。努力されているのかどうか。

●商工観光課長：協賛金についてもいただいてやっているが、来年度においては協賛金の額に応じ広告を大きくして収益を上げようとか、そういったことをやっていきたいというふうに聞いている。

○若林副委員長：1年になるか、2年になるかわからないが、どちらかを減らすか、ふやすか、均等になるようにできないものなのか。

●商工観光課長：この163万8,000円については、踊り花火大会の運営費の3分の1の補助となっている。3分の2は持ち出しがあるため、実施内容も違うところがあり、会場の場所も違うので、一律に平準化できるかどうかというのは、私のほうもわかり兼ねるところもあるが、調整できるかどうか、今後関係のほうと詰めていきたいと思う。

○若林副委員長：仮設というのは、どういうものになるのか。

●商工観光課長：去年、仮設でお金がかかっているのが、櫓を組む、入口のほうのぼんぼり関係とか、トイレも去年、かなり人が来たので、そういった仮設などについても多いということで聞いている。また、去年は国分寺と日程をずらして休日にしたので、休日については、警備員のお金がかかるという、そうい

うものもあるので、来年度については、警備についてもお金がかからないように、祭日でない休日にやりたいというようなことで、経費を抑えていこうというふうに聞いている。予算については、マックスのものになっているので、この裏負担分の確保ができなければ、若干、清算のときには下がっていくのかなと思っている。

- 若林副委員長：これだけ出すということは、相当に事業費が大きいということであるが、参考までに去年の事業費を伺う。
- 商工観光課長：29年度は、収入・支出額ともに416万6,699円というふうになっている。
- 若林副委員長：その何%とか、そういう試算の上の補助金でないのか。
- 商工観光課長：去年の例では、決算額から補助対象のものを抜いて、その額の3分の1を補助している。
- 若林副委員長：30年度はこのままで、上げるか下げるかはできないということ、来年度から同額くらいの補助金になるということでもいいのか。それとも、大松山がオープンしないと。
- 商工観光課長：事業費の補助については、あくまでも商工会のほうから上げていただいた予算を精査して、その中でやっているの、そちらに行くか行かないかは、私どもでちょっと判断はできないので、その結果しだいかなというふうに思っている。できるだけ経費がかからないようお願いはしていきたいと考えている。
- 若林副委員長：内容はわかってきたのだが、できれば差がないような補助金を交付していただきたいと思う。
- 産業振興部長：確かに、国分寺のほうは金額が少ないが、30年度の予算編成に当たっては、商工会から事業計画の内容を出していただいている。その事業計画の内訳は、総事業費が492万円ということで出ており、その3分の1ということで予算化をしている。最終的には事業費の清算をするので、492万円より少なければ補助対象以外のものが入っていれば、それを除いた金額の3分の1ということで、今回の予算額満額を出すということではない。どうしても差が出るというのは、全体事業費が違うということで、補助率が3分の1なので全体事業費が違えば補助金も違ってきてしまう。また、石橋は隣にきらら館があるが、そのトイレが使えない状況で、すべて仮設トイレを使用しているというふうな、違ったケースであるので、その辺も事業費が膨らんでいる理由と感じている。

7款1項2目 商工業振興費

- 中村委員：プレミアム付商品券の予約販売運営については、お願いしたことをやっていただき、すごくよかったと思うが、どのような流れで予約を行ってい

くのか、また、予約受付分の割合などが決まっていれば何う。

- 商工観光課長：来年度、予約販売をするというところまでは決まっているが、それ以降のことはまだ決まっていない。内容としては、事前販売と当日販売の割合をどのようにするか、どこで事前販売の引き換えをするか、数が減った当日販売を今までどおり3箇所を実施するのかなど、いろいろな問題点があると思う。それを詰めていっている状況である。
- 若林副委員長：陸砂利採石監視員設置事業の非常勤の報酬の積算根拠を教えてください。
- 商工観光課長：栃木県から委託を受けてやっているもので、非常勤職員の報酬としては、1カ月8万5,000円の12カ月ということで計上している。細かくは、1日あたり8,140円かける1カ月、10日掛ける12カ月ということで算出している。その他、燃料費や旅費等が入っているということである。
- 若林副委員長：下野市には現在採石している所はあるのか、また、パトロールだけなのか何う。
- 商工観光課長：別当河原が終わり、今は1カ所だけ掘っていると思う。パトロールというのは掘削深であるとか、残土の搬出搬入を報告している業務であるので、そのほかの所を回っているのではなく、届出があった所を回っているということである。
- 若林副委員長：パトロールした場合は日報か何か市のほうへ報告されているのか。
- 商工観光課長：定期的に監視員さんが私のところに来て、私が日報に印を押している状況である。

7款1項3目 観光費

- 岩永委員：観光振興事業の旅行雑誌「下野市」特別編集であるが、この内容の概要について願います。
- 商工観光課長：旅行雑誌「下野市」特別編集とあるが、28年度にリニューアルした「るるぶ 特別編集 下野市」である。それをメンテナンス、なくなってしまったところを削除したり、新しくできたところを追加したりして、3万部ほどつくるという内容となっている。
- 岩永委員：了解した。同じく観光振興事業の中で、本物の出会い栃木ということで、DESTINATIONキャンペーンをするということになっているが、特に今年は吉永小百合さんの花のポスターがPRとなっているようであるが、お客もふえると思うが、そのほか特に考えていることがあれば何う。
- 商工観光課長：栃木DCについては、4月から6月の3カ月ということで、下野市では天平の丘の花まつりをメインに売り込みをかけているところである。

議員さんにお配りした附属資料の6に、栃木DC及び天平の丘の花まつりについてということをつけさせていただいたが、やはりあのポスターができてから問い合わせ等も多くなり、いろいろなエージェントの問い合わせも多く、バス等で来てくれるツアーも、今わかっているだけで、最高人数に達せば50台くらいバスが来るというようになっている。これにあわせてDCの特別企画ということで、例年と違う桜のライトアップやミニ四駆イベントを実施したり、子どものど自慢大会をしたりと10種類ぐらいの企画をしているところである。いずれにしても問い合わせも多いので、4月の夜明け前のオープンなどもあわせて、集客が見込まれるところである。

○岩永委員：せっかくのDCなので、いつもより多く下野市に訪れるお客さんを歓迎していただきたいと思う。終わりとする。

○須藤委員：ただいまの関連であるが、デスティネーションキャンペーン推進委員会委員報酬ということで、3万円の予算が組んであるが、この委員会はいつやるのか。すぐにも今やっているような状況であるのか。

●商工観光課長：デスティネーションキャンペーン推進委員会については、今年度は3月26日に開催し、30年度については、4月から6月までがDCの期間であるが、終わってからもアフターDC期間ということで残るので、必要に応じて開催させていただきたいと考えている。

○須藤委員：岩永委員と同じようなこととなるが、とにかく天平の丘周辺だけでなく、新たなものを発掘してこのDCをうまく組み合わせていくということも考えていくべきと考えている。よろしく願います。

○中村委員：栃木県アンテナショップ協議会の負担金30万円が計上されているが、アンテナショップが改装されて、イートインコーナーができて好評だというのを新聞で見たが、売る上げは伸びているのか。また、イートインコーナーに下野市産のものなどはあるのか。

●商工観光課長：イートインコーナーができたことは存じているが、それによって売り上げが伸びているかどうかの資料は現在持ち合わせていない。イートインコーナーではないが、とちまるショップの中では、かんぴょうやタテノさんのところのグッズでキーホルダーみたいなものとかが売れているということは聞いている。

○中村委員：下野市としてどのくらいの収入があるかわかるか伺う。

●商工観光課長：スミマセン、持ち合わせていないので後ほど調べて提出する。

○中村委員：同じページで、下野ブランド食品サンプル作成、下野ブランドPRイベント業務があるが、庁舎入り口のウィンドウにブランド品が並んでいるが、だんだんブランド品が増えてきてごちゃごちゃしてきている印象がある。

苺の箱があったので、近くにいった覗いてみたら、中にドライとちおとめが入っていたが、見えない。箱が置いてあるのがあまりいい感じではないので。瓜田瑠璃ちゃんのグッズが前のほうにバラバラと置いてあるので、ブランド品がふえてきたので仕方がないが、乱雑なイメージがあるので、チェックしていただいて、すっきりさせていただければと思う。どうか。

- 商工観光課長：下野市の顔となる部分であるので、もう一度関係課とも調整しながら片付けたいと思う。

8款1項1目 土木総務費

○須藤委員：高速道路利用推進協議会について、建設水道部長の考えを伺う。スマートインターチェンジ地区協議会ということで、これは大変よろしいが、スマートインターチェンジを将来設置されると、下野市の自動車等の交通機関が便利になると思うが、南側周辺の道路、現在は農地であるが、あの辺の区画整理を進めるとなると一層道路網等の利用価値が上がるのではないかとそのように考えているが、建設水道部長なにか考えがあればお聞かせ願いたい。

- 建設水道部長：私もそこに住まわしてもらっているが、そのエリアは、下野市の昨年改訂した都市マスの中で産業誘導エリアの一つにカウントされているので、いつの段階かは不明であるが、今後そのような形の中で面的な整備がされて、エリアが有効活用されるような方向が生まれればと考えている。ただスマートインターチェンジについては準備段階調査ということで、まだ安心して事業が進められるという状況に達していないので、今後国のほうの連結許可の状況を見ながら進めていくこととなると思う。地元が開発されて住みよい環境となれば、また下野市にとっても、税金や雇用等が生まれるような環境となっただけであればと思う。

○須藤委員：以前よりずいぶん積極的な考え方になってきたと思うが、私は下野市における周辺の整備を、この国側との協議の中でつくることによって、周辺も整備されて交通網もよくなり、物流がよくなっていくというようなことこちらの意見として、国との協議の中で発言していくべきではないかと思う。前にも石島部長に言ったが、そのようなことも十分に考えて進めてほしい。私も協力するので。

- 建設水道部長：須藤委員の意見は、以前から聞いている。今は西坪山工業団地の東地区というようなことで動いているが、候補の1つとなった地区でもあるので、その辺もくみ取りながら市としても今後進めていただければという方向で考えていきたいと思うので、よろしく願います。

8款2項1目 道路維持費

○岡本委員：委託料で、市道街路樹管理で6,816万2,000円が出ているが、市道街

路樹の管理については、分割発注されていると聞いている。市では公園などについては一括管理で入札して、適時樹木の管理をしていると聞いているが、街路樹については路線ごとに分けた管理をされていると聞いている。先ほど、小金井駅からまっすぐ東に延びる、国分寺東小学校の南をはしる市道を見てきたと思うが、街路樹が根元から切られている。カラーコーンが随所に立っているが、それは町内会長を初め地域の住民から切っていただきたいという要望が出たので、切ったということで、道路の両側が全部切られている。かなり幹も太く歩道も狭いということで、切ったのはいいが株が高い位置で切られているので、夜になると自転車等が走行して乗り上げたり、自動車等もぶつかるなど危ない。処理を聞いたところ根っこを撤去するには、道路や歩道をかなり掘り下げたりしないと撤去できないというので、枯れるまでまっているという話を聞いた。そうなれば、よっぽど除草剤を使えば枯れると思うが、1年や2年では樹木の根っこは枯れないので、しばらくカラーコーンを立てて安全対策としてそのまま放置しておくのかということ、あそこの道はメインストリートである。下野市の駅の東の市道である。子どもたちも通学のために使っている、これから4月、5月で緑化運動も進める中で、後処理を何にもしないで放置しておくことは、私はとんでもないことだと、早期に何らかの処置、根っこを掘って安全に歩道が通れるようにすべきであると思っている。一方でこの街路樹の管理については、その都度入札などをして業者に渡しているので、業者が樹木についての性質を理解されていけばいいが、花が咲く街路樹を剪定するのに、春先や秋口にきれいに切ってしまうと、花が咲くべき街路樹の花が咲かない。そういう街路樹がたくさんあるという指摘をされている。プロが手を入れるものなので、時期が来たら花が咲くように選定すべきであると思う。から坊主にして、葉は出てくるが花は咲かないという、何のために植えたのかという話になってくる。非難も出ているので、そういうことをなくすためにも、公園の管理と同じように街路樹の管理についても一括発注して、しっかりと対応してほしいと思うが、その辺の対応をお聞きする。

- 建設課長：街路樹の管理については、議員おっしゃるとおり現在4本に分けて業務委託発注している。一括発注については将来的には検討しなくてはならないことだと思っておるので、将来的には実施する方向であろうと考えている。駅東の街路樹の伐採の件については、危険な部分についてはもう一度点検して改善を図りたいと思う。伐採した部分の抜根という部分もなるべく早く考えなければいけないと考えている。抜根した後については、バリアフリー等も踏まえて今後の在り方を検討したいと考えている。
- 岡本委員：街路樹を植えた当初は確かに小さかった。植える木の種類にもよると思うが、これからの街路樹の考え方は当然論議されなければならないが、あまり大きくなる街路樹をつくっても、後の手入れが難しいと聞いている。自治

医大前はイチヨウを植えたが、大変な大木となってきた、道路のほうまで根が出ていくと道路そのものが盛り上がり、修繕が必要となる。あるいは葉が落ちて処理が大変になる、そういうことも言われているので、私は街路樹については、低木、あまり高くない街路樹を選定して植える形、管理するにはプロが入札されると思うので、この木はいつ花時期なのか、紅葉時期なのか頭に据えながら剪定していただくと。地域から急に枝が伸びて困るから伐採してくれと言われてやるのもいいが、木も剪定の時期があるので、専門家に年間を通した管理を頼んで木の性質をくんだ管理をお願いしたい。建設課だけではなく環境課や市全体の問題である、環境にも影響するので。地域だけではなくそこを通る市民が注目して通るわけで、木がなくなったということで多くの不平不満も聞いている。そういう人たちに対してしっかりと説明責任ができるような体制を。例えば自動車事故が起きて見通しが悪いので、その木を切るということならいいが、全部を伐採して余計なところまで切ってしまったことに私は憤慨しているが、計画的な発注と同時にほかの課とも連携を取って進めるようにお願いしたい。その点はいかがか。

- 建設水道部長：花芽に関しての伐採等については、今後一括管理になればある程度コントロールできるようになるかと思うが、それまでの期間については業者さんにその辺を徹底して調整して、協会もあるのでそこで相談なされてから剪定作業に入るようお願いしていきたいと思う。今回については、ナンキンハゼという形の中でかなり歩行にも不都合があって、小学校からも要望が出ていたのも事実である。今後は先ほど課長から話があったようにバリアフリーの中で、どの程度の歩道幅員を確保すれば子どもたちが安全に通行できるのかということも踏まえて進めていきたいと思う。木は我々人間にとっても大事なものであり、子どもたちにとっても親しみやすいものであるので、プロの植木屋さんに相談しながら、仕事ををお願いする場合には十分に調整した中で進めていくようにお願いしたいと考えている。

○須藤委員：通学路安全施設整備事業で通学路路側帯カラー舗装があるが、どの辺りを予定しているのか。

- 建設課長：通学路安全推進会議において要望された危険個所の路側帯カラー化などの安全対策を実施している。30年度は石橋小関連の市道2251、2339、2424号線の3路線と国分寺東小関連の市道9121号線のカラー舗装を実施する予定である。他に緑小、国分寺東小付近の交差点部のカラー舗装を実施する予定となっている。

○須藤委員：カラー舗装をするとしっかりその地域が確認できてよろしいと思う。それと最近気づいてることであるが、カラー舗装ではなく路側帯の道路際のセンターライン、外側線であるとか、駐車用の一時停止の線や、三角のマー

クなどいろいろ書いてあるが、大変薄くなってよくわからないようになって
いるものが多くなっているように感じるので、そういったことも子どもたち
の安全確保のために、横断歩道がこの間の雪の時に、グリムの近くのところを
地域の方と雪はらいをしていた時に、こういったところももう少しやってほ
しいと言われたので、考えがあればお聞かせ願う。

●建設課長：外側線等については、道路の舗装修繕事業にあわせて外側線を引い
たりしている。また規制標識の表示については、警察と協議した形で引き直し
とか行われる形となっている。

○須藤委員：それではいつ協議がなされるのかもわからないので、こういうこと
は早急にやろうという考えで進まないとなかなかできないと思うので、その
辺のところ肝に銘じておいてほしいと思う。もう一つ提案であるが、最近気が
付いたことであるが、舗装会社の失敗だったと思うがそれがいい効果を表し
ているというのが、外側線を引き直した時、途中で前の外側線がありちょっと
曲がった、車を運転すると外側線が盛り上がっている風に見えるので意識す
る、危ないのかと思って意識する。そういうのも交通安全等を意識していただ
くのにはいい方法だと思った。警察の関係者と話をしたところ、他県ではやっ
ている件があると伺った。あの方法は、場所を後で教えるので確認してみても
いい。部長の通勤の途中の道路なので。ああいうことを下野市でも始めたら、下
野市でもいいことを始めたという感覚も出るのではないかと、私は思ってい
る。そんなことを研究していただければありがたいと思っている。何か考えが
あれば。

●建設水道部長：間違っているかもしれないが、今議員さんがおっしゃる箇所につ
いては文教通りかと思う。最近県のほうで県道を舗装し返した時に、新しい
舗装の部分に先ほど課長が言ったように、舗装の打替えとともに外側線を引
いた。それと打替えしない部分のところでずれているので、あれっと思う。私
も同じような気持ちを抱いたことがある。これに関しては、もし他県で故意に
やっているというような内容であれば、調査させてもらって、また栃木土木さ
んのほうでもそれをわざとやったのかどうかわからないので、その辺を確認
しながら、もし市道にも取り入れることができるのであれば、検討していきたい
と考えている。

○須藤委員：栃木土木さんは失敗したのではないか、業者が間違っただけではな
いかと私は思っているが、それが意識させる一つの手立てとなるかと思っ
たので、考えてみてほしい。

○岩永委員：生活道路修繕事業についてお尋ねする。自治会長等の要望により道
路の整備を実施するということがあったが、全部で31路線。今まで申請してもな
かなか修理できなかつた事項と記憶があるが、申請された道路は審査もあつ

たと思うが、ほとんど実行するということか。

- 建設課長：これまで積み残しの修繕箇所が31路線ある。できるだけそれを、できれば全部やりたいが、まだちょっと正式に設計が全部できているわけではないので、なるべくできるような形で、修繕を図っていきたいと考えている。
- 岩永委員：計画にあるとおり、30年度中には申請があった31路線については完成したいということによろしいのか。
- 建設課長：設計を行った際に予算内に31路線全部ができるかどうか、収まるかどうかということになる。場合によっては補正が必要になるかもしれない。

○秋山委員長：生活道路の整備について、午前中現地調査した結果から意見を言わせてもらおう。生活道路の中で、側溝をふせて排水をするという中で、説明が一転二転している。現場を熟知せず、上がってきているからこれをやるというわけではなく、本当に必要性があるのかどうか、そして優先順位。どこを優先にするかという時に、先に上がってきたからというのではなく、我々が現地調査するというを前もって連絡しているわけであるので、この排水をつくってどこに流してどういうふうにするとか、集中豪雨の時は、何ミリの場合はどのくらいの水量でどこに水位を持って行って、農地の用水や排水にそれが流れるために被害が講じるかとか、そういうこともちゃんと精査しないといけないと思う。これから設計するという中で、担当者がわかっていない。これはまずいと思う。設計が出てきた中で、自分で現場を見てここが不都合だからこうしてほしいということを熟知した中で、設計ができた時にそれがクリアできるかどうかということが、一番大切なことだと思う。31路線数的には多いが、やはり一つ一つ精査をしていかなければ、設計費が上がってきた時に妥当かどうかの判断もなかなかできない。その辺はもう少し緊張感を持ってやってほしい。もう一つ、岡本委員の方から街路樹の問題の話がでたが、これは生活道路でもあり通学道路でもあるということで、当然建設課が関係し、また安全安心課、庁内会議をして最終的な判断はしたと思うが、街路樹を根元から伐採するとして、最重要として決定した、こういうために切ったという、答弁がない。そこを岡本委員の質問に対して理解をしていただくということが大切である。この路線で伐採をしたら、後で市民から要望が出てきた中で、なんであそこを切ってここを切ってくれないのかとか、前例があると全てそういうふうになるので、あそこはこうであるが、ここは違うというには決定した事項についてのちゃんとしたものを持っていないと。庁内会議で決定した最重要として、ここの部分があるので伐採したという。当然これからも路線で街路樹を初めから植えなければいいのではないかという時に、環境に配慮した中で道路整備した中で、下野市では街路樹は一切植樹しないという方向性を出すのか、岡本委員が言ったようにここの路線については低木で生育の遅いもの

で対応するのかということ考えた中で、統一した見解を持っていないと、クレーマーではないが、いろいろな問題が提起されたところだけは伐採するという、言われていない所はほとんどかまわないというのはまずいと思うので、統一した見解、指針をちゃんと作っておくべきだと思う。それともう一つ、先ほど一括発注と部分発注の問題があったが、答弁の中で将来は検討していかなければならないというものがあったが、まったく何を言っているのか分からない。将来検討していかなければならないのには現実の問題がこうだとか、デメリット、メリットを比較した中で将来的に検討していかなければならないという答弁でないと。将来検討していかなければならないではまったく無責任な答弁である。常任委員会の中で答弁するのだから、その辺はきっちりとしていかなければならないと思う。担当者が代わってもそういうことははっきりしていれば次の人は仕事がやりやすい。他の部署に異動して、将来検討していかなければならないということだけ申し送りされては、次の人は戸惑うと思う。我々も4月に選挙があるし、同じ所管の常任委員会になるかならないかもわからないし、当然できるかできないかもわからない中で、事業の継続性等を考えた時に、誰が代わってもすぐに取り組めるような体制をつくっていかないと、我々議員も同じである。みんなで考えて結論を出していかないと。あたりばったりというのは申し訳ないが、今の答弁はそれに近いような気がする。まちづくりをしていこうという職員の立場、我々は議員の立場で、手段は違うが、気持ちは同じと思う。専門性を持った立場と素人という違いはあって温度差もあるかもしれないけれども、向かっている方向は同じであるので、きっちりと出していかないと、責任ある仕事をしているとは思えない。皆さんは関係する部分の質問に答えるだけである。我々はオールラウンドにいろいろなことを質問するのだから、自分の所管する自分の課についてはきっちりと答えてほしい。今回所管以外の課も明日からの答弁を肝に銘じて答弁してほしいと思う。

- 須藤委員：生活道路の修繕事業に関する優先順位であるが、これは十分庁内協議をしてほしいということをお願ひするが、建設課だけではなく環境課等いろいろな課の問題になってくる。私の自治会からも出ているものがあるが、今まで環境課のごみ収集車が通っていたが、そのごみ収集車が田んぼに入ってしまうので、間違いなく境界などもつぶれて入ってしまった。その方は道路拡幅には協力すると、全員の協力をいただいて提出してあるが、それが整備されなければ環境課のごみ収集車はここを通らせないと、それでほかを回って50メートルぐらい運んでごみ収集している。そういったところの道路整備等もある。地域の人からは早くやってほしいというような話をいただいているが、優先順位があるからということ聞いてはいるが、そういったところ

も十分に検討していただきたいと思う。今の話はわかると思うが、ほかの所管課とも話を進めていただきたいと思う。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- 岡本委員：高速道路スマート整備事業について、ネクスコ東日本への負担金1,202万1,000円が計上されている。この事業について、費用は負担金のみであるが、今後の事業の進め方と市の負担割合を伺う。
- スマートIC建設準備室長：負担金として当初予算を計上したが、いま新規事業化、今年度で言えば、県内だと佐野市の出流原、あとは近くでは茨城県つくば市が新規事業化された。それは当市の準備段階調査個所と同日である。昨年は都賀西方が5月、おととしが大谷で6月ということで、毎年事業化がずれている形であるが、今年もその辺を目指している。事業化になってからひと月以内にネクスコと協定を結んで、単年度契約を結ぶので現在事業化を目指しているのだが、負担金を計上させていただいた。ということで、事業化を目指して今進めているところであり、まだ完全なる額は決まっていないが、おとし、全員協議会において全体事業費で約40億と説明したが、それ以内で収める形で現在進めている。市の負担部分についてであるが、一般道から乗り入れてから料金所の手前までが市の負担となり、そこから先がネクスコの負担となるが、その辺も現在法線を詰めているところであり、具体的な額はまだお示しできないが、ご理解いただきたい。
- 岡本委員：この整備事業計画がまだはっきりしないということであるが、市民の関心事も、利用する我々にとっても、文教通りをずっと北進して行って、北関東自動車道の下に行くが、かなり高架なんですよ。一説によれば、あまり高いところに作るのは大変だということになれば、あれよりもっと壬生に近い西のほうにスマートICができるようになるのかなど。できることならば、あの道から乗り入れたり下がったりすることができるようになるればかなり利便性が高いので、その辺も含めて。初期投資が高いから西のほうへ持って行ってしまったとか、そういうことはしないで。ちょっと金がかかっても市として利便性がある、しかも私が思っているのは、当然下野市の利活用が十分できる場所であることはもちろんであるが、あそこの場所は、北は宇都宮市に繋がっているわけであるから、宇都宮も当然使うことになると思う、一番。上三川よりも壬生よりも、あそこにできれば一番使いやすいところだし、宇都宮からも、そして県道壬生下野線が南進すれば、小山からアクセスすることも可能になるので、あまり経費にこだわって低い場所に、西のほうへ端のほうへ持って行ってしまわないで、利便性を第一に考えて設置するような方向でぜひ進めるようお願いしたい。そうなれば当然、提供する地権者の問題もいろいろと出てくるのではないかと思う。地権者についてもまだはっきりしな

い、あの辺ではないかというだけで。地権者としてはうちの土地がかかるのかかからないのか、大変な話がいろいろ出ているわけなので。早期に場所だけはある程度、下野市だけでは決まらないと思うのでネクスコ東日本とも十分に話し合っていかなければならないと思うが、下野市の要望を、こういうことを協議してやりたいんだということをしっかりと相手に伝えて、実現に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

- スマートIC建設準備室長： 委員が言われるように、いくつか候補地は挙げて検討しているところであるが、どうしても土盛り区間のところで整備という形にはなるかと思うが、西のほうは浸水想定区域になっているので、せっかく整備しても災害時に使えないということもある。そういった災害対応ということで、インターの整備を望んでいるところもあるので、西側に行くことはないかと思う。あともう一本自衛隊のほうへ行く平成通り、あちらも大型車が通行不可能という路線である。そういったことで、先ほど言った文教通りから北へ行ったところが、既に歩道も整備されているし、陸上自衛隊のすぐ南側に位置している。また4号線に行くと渋滞等もあるので、一番整備効果が上がるのが1-2号線と考えているので、当然先ほど言ったように、整備費用については国からも縮減を強く要望されているわけであるが、それ以上に整備効果が上がる場所が一番重要と考えているので、そういった形で1-2号線、文教通りに設置できる方向で整備を進めていきたいと思っている。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- 須藤委員： 市道2-7号線整備事業について伺う。石橋病院西側の道路だと思いが、今年度の測量用地はどの辺なのか。用地の面積は。土地購入費等での予算が計上されているが、その補償費等については樹木などのことなのか。この辺について説明願う。
- 建設課長： 現在、石橋病院南側の区間、これは市街化区域の部分である。その整備と合わせて、それから北側の部分これは道路局の補助を使った形の整備となるが、そちらを進めているところである。まず、30年度の事業内容であるが、都市局の市街化区域の部分については、不動産鑑定の時点修正、それと営業補償がある物件があるので、その営業補償の調査、それと補償の再算定を行う。また、都市局の用地関係については、2件分の用地補償を行う予定となっている。また北側の道路局の整備推進の内容であるが、用地測量を行った上で、1件分の補償算定を行う予定となっている。
- 須藤委員： まずは病院南側の市街化区域内のところについては、測量はほぼ完了しているのか、やっていたというふうに聞いてはいたが。それで、1件ほど難航しているところがあるという話を伺っていたが、そのような状況で今年度進められるのか。その辺のところ、何らかの対応をしているのかを伺う。

- 建設課長：南側の市街化区域部分については、平成29年度で2件の用地補償を行っている。残り1件は交渉中であり、それについてはいずれも宅地であり、宅地3件のうち2件は契約済み、残り1件は交渉中ということで、これは30年度予算で補償を行っていく予定となっている。そのほか、用地補償で難航しているところがあるが、引き続き交渉を粘り強く進めてまいる。
- 須藤委員：南側は、具体的に補償とか買収などが済んでいるところがある。この辺まで道路が出るというような、具体的な地元の説明会などをやる予定はあるのか。
- 建設水道部長：南側の市街化区域については、ある程度北の調整区域にくっついたほうは用地補償等が進んでいるが、どうしても1人の方が境界立ち合いもできない状況であり、そこで改めて説明会ということになると、いろいろと、逆に悪い方向への刺激になることも考えられるので、その辺は調整しながら進めていきたい。また、北側の調整区域については、具体的に今後測量等に入っていくので、そのような中で、必要に応じて説明会がおそらく必要になると思うが、そういう形で進めていきたいと考えている。
- 須藤委員：病院の北側の道路ということで先ほど説明があったが、その北側の道路とはどこのところを言っているのか。路面舗装などをしたところか、それとも古山小前のところからの道路を言うのか。
- 建設水道部長：北城通りの部分で、北側と言ったのは調整区域の部分を北側と言った。それで、南側については市街化区域のほう、というふうな意味で建設課長のほうから申し上げたと思う。
- 須藤委員：了解した。そうすると、病院の西側のところから北のことを言うのですね。その測量などは、ほぼ完了しているのか。
- 建設水道部長：その部分を30年度の予算の中で進めていきたいと考えている。
- 須藤委員：了解した。以前、それが伸びたところの都市計画道路、全体の古山小前から南へ十字路をあそこにつくる予定だということがありますよね。その辺のところを測量していたことがあったので、それを建設水道部長か建設課長に話した時に、「そういうことがあったんですか。承諾もなしにそういう測量をしているんですか」という話であった。それはどういう測量であったのか。
- 建設水道部長：すみません、入り方については誤りがあったかとは思いますが。その個人の家に入り方というふうな中ではあったかと思うが、あくまでその時には地形的なものを図るということで、路線測量というふうなことでやらせていただいた。30年度については本格的な測量という形で入っていくというふうな状況である。
- 須藤委員：了解した。
- 秋山委員長：須藤委員、発言の中では個人名は差し控えるようにしてください

い。いろいろな影響を及ぼす可能性がありますので。

○須藤委員： はい。以上で終了します。ありがとうございました。

8款3項1目 河川総務費

○若林副委員長： 姿川サイクリングロード除草活動費補助金について、交付に当たっては、長い距離そして暑い時期であるが、実施回数などは指示しているのか。

●建設課長： 年2回ということをお願いしている。

○若林副委員長： 繁茂する時期であるので、回数を何回かふやしてもらいたいという要望もある。団体が多分毎年説明を受けているが、もし団体のほうが無理であれば、委託業者を入れて回数をふやしたらいいのではないかと要望したいと思っているが、その辺はできないか。

●建設課長： 除草が間に合わないようなときには、建設課に臨時職員で作業員がいるので、そういった方をお願いしたいと考えている。

○若林副委員長： 快適に散歩できるよう、管理をよろしくお願ひしたい。

8款4項1目 都市計画総務費

○中村委員： 空き家バンクシステム構築について、27万円の委託料でどこまでのことができるのか。

●都市計画課長補佐： 今回予定しているのは、市のホームページのほうに地図データがあるが、そこで空き家情報が見られるようなシステムにするため、その空き家の情報を、例えば賃貸なのか、売買なのかとか、そういった情報を載せられるようなフォーマットをつくるためのシステムを構築するものである。

○中村委員： ちょっと難しいが、ホームページを見て、その地図データを見ると、そこにカーソルを当てたりすると、その情報が浮かび上がってくるというようなイメージでいいか。

●都市計画課長補佐： 委員が言われるように、地図データに空き家の位置を示すマークを付けて、それをクリックすることで空き家の情報を見ることができるようシステムを構築するということである。

○中村委員： それで、「ああここに興味がある」と思った方は、都市計画課にご連絡くださいというような感じで進んでいくのか。

●都市計画課長補佐： 空き家バンクについては、売りたい方・貸したい方、買いたい方・借りたい方、ともに市の空き家バンクに登録していただく形になる。

○中村委員： まずは、そのフォーマットをつくるということで27万円ということであるが、今後のスケジュールを伺う。

●都市計画課長補佐： 今回の予算案の議決がいただければ、30年度当初にこちらの業務委託を発注する予定である。履行期間については、おおよそ2カ月程

度を想定している。その間に、安全安心課で実施した空き家調査をもとに、利用可能な空き家の持ち主に、空き家バンクを創設したという通知文を差し上げる予定で考えている。今回の業務委託はあくまでフォーマットをつくるだけであるので、登録したいという方の空き家情報を、今度は職員や協力いただける業者、宅建業者になるが、協力してフォーマットにその情報を入れていく作業になってくる。どの程度の登録希望が出るかはわからないので、とりあえずはフォーマットだけといった形になる。

- 中村委員： 全体としてのスケジュールは、発注して2カ月の間にいろいろと業者とお家の方に連絡をして大体、目標としてはどのくらいからシステムの運用を開始するのか。
- 都市計画課長補佐： あくまで、登録制という形になるので、こちらの状態が整ったからといって、すぐに登録があるかどうかというのは把握しきれない部分がある。そういった意味で、運用開始が可能であるのは7月くらいになるかなと現在は考えている。ただ、空き家の持ち主の方の登録希望がなければ、なかなか進まないことであるので。まあ、準備はできるのかなという感じである。

[総括質疑]

8款4項4目 公園費

- 中村委員： 三王山地区公園整備事業におけるキャンプ用施設整備について、具体的な工事内容を伺う。
- 都市計画課長補佐： 質の高いテントを活用した事業等を展開するということで、平成30年度に指定管理者となる、道の駅しもつけと協議しながら進めていくことになる。現在のところ、常設テント用のウッドデッキを想定しているが、あくまでも指定管理者との協議の上で進めていくことになる。
- 中村委員： 説明を聞いて思ったのは、最近ちょっと流行っているゴージャスなキャンプのグランピング、そういうような計画はまだ聞いていないか。
- 都市計画課長補佐： 委員が言われるように、グランピングも視野に入れてこれから協議していくことになると思う。

6款1項3目 農業振興費

- 若林副委員長： 農業用廃ビニール等処理対策事業費補助金について伺う。協議会のほうへ助成しているようであるが、搬入者のほうの負担はどのようになっているのか。それと、搬入するときの量が決まっているのかどうか、というのは、現場で燃やしている方がいるので、少なくとも負担がかかるのかどうか。その点を伺う。
- 農政課長： 29年度実績は、南河内地区農業用廃プラスチック適正処理推進協

議会、小山農協の農業用廃プラスチック適正処理推進協議会にそれぞれ補助をしているところである。実際にかかった費用の3分の1の補助ということで、それぞれ90万円ずつ、今年度も計上している。29年度の実績で、まだ完全ではないが、小山地区については、リサイクル等埋め立て用のビニール関係含めて、8万3,860キログラムという数字が出てきている。また、南河内地区も前期後期分にわかれるが、前期分で4万3,725キログラムということで、ほぼ小山と同等程度の数量のものが出てくるような。

○秋山委員長： 4万3,000、違うのでは。43万では。

●農政課長： キログラムである。4トン。

○秋山委員長： 違うよ、43トン。

●農政課長： 失礼しました。計算的には、そのような計算で出ているので。実際にもそのくらいの補助で出している。ほぼ補助対象分の数量を出しているところであり、市の助成としてはそれぞれ90万円を予算化しているところである。費用の3分の1を市が補助するわけであるが、小山地区については、3分の2は農家の皆さんが負担されている。南河内地区については、JAさんが3分の1、農家負担が3分の1ということであるので、小山地区についてはJAさんの負担がないといった状況である。

○若林副委員長： 個人で出した場合には、量は、例えば今言ったように、何キロまでは無料だとか、何トンはいくらとか、そういう決まりはないのですね。少ないから出さないで現場で燃やしてしまうという、黒い煙を出しているの。料金がかかるから燃やしてしまうのか、面倒くさいから燃やしてしまうのか。そこら辺を聞いたかったのである。

●農政課長： 出し方については、申し訳ございません。どんなトン数で受けているかということについては、私は掴んではないが、確かに少量であっても、いわゆる野焼き状態になると、黒煙が出るということになるので、これについては、当然、農政サイドでも問題になるが、環境課としても、いわゆる野焼き行為が今は許されていないので、農政課としてはやめてくださいと。ただ、環境課を通して警察などに通報があると、そういった対象にもなってしまうということを聞いている。数量であった場合の受け入れということについては、JAさんがどんなふうに受けているかは確認していない状況である。申し訳ございません。

●産業振興部長： 私はJAうつのみやのほうには行っているの知っているのだが、JAうつのみやでは少量でも受け付けはしている。また、先月、農薬などの残ったものなども、市の補助とは別であるが、農協さんのほうで回収して処理をしている。これは全額農家の負担になってしまう。実際に、JAうつのみやさんと、トラックが入って数量を計算して、帰りにまたカラの状態数量計算をして、その差が処分の量となる。それぞれいろいろな、ハウス用ビニ

ールとかマルチとか、それごとに場所を分けて搬出しているような状況になっている。私はJAおやまさんのほうは承知していないので申し訳ないが、JAうつのみやさんのほうだけ紹介させていただく。

- 若林副委員長： 農協によって取り扱いが違ふと理解してよろしいのか。
- 農政課長： 先ほどご説明した負担割合については違ふということである。それと受け入れについては、JAおやまさんのほうでも少量でも受けていただいているのかなという感じになってしまうが。こういう制度があるので、持って行って活用していただければと考える。
- 若林副委員長： 少量でも扱ふということか。
- 農政課長： そうである。

○須藤委員： 水田農業振興対策事業について伺う。先ほどの私の、有機水量の利用云々ということの中において、耕畜連携ということをして市でも進めていると思うが、そういったことで耕畜連携を利用している人はどのくらいいるのか。補助はどのような形で支出されているのか。

●農政課長： 耕畜連携について、利用の数量として、面積的には40,178アールである。補助的には10アール当たりの単価が9,500円になっており、利用金額としては3,816万9,100円である。

○須藤委員： 利用している農家数は。

●農政課長： 申し訳ございません。人数については確認できていない。

○須藤委員： 後で教えていただければありがたい。私の知っている限りでは、牛の搾乳をしている農家との連携でやっている方が何名かおり、その稲わらに向こうの敷き藁に使ったりということで、この道路沿いには大分秋口にはたくさんごろごろとホールが丸まっているものがあつたと思う。そういったことで、とにかくいろいろな野菜、それから水稲においても、有機質の肥料というのは大変重要なものであるので、十分研究してやっていただきたいと思う。よろしく願いしたい。

○若林副委員長： 先ほど中村委員からの質疑があつたが、ゆうがおパークの今後の運営について、いかに売り上げを伸ばしていくかという今後の考えを伺う。また、今の会員数はどのくらいか。

●農政課長： ゆうがおパークの今後の運営についてということであるが、非常に予定の数値まで売り上げがいついていないということがあつた。先ほどもお話ししたが、2月24日に行われた総会の中で、いくつかこれからの改善策というようなことでも出されていた。1つは、まずは商品の数をふやしていく、なかなか農産物の出荷数が少ないということもあり、これは登録されている農家の方から出荷してもらえないということもある。70名ほどの登録はあるが、実

際に動いているのは20名ほどということもあり、その辺をもっと積極的に働きかけていこうということであった。また単価設定も、非常に現場で同品種についてはお互いに価格競争的などころがあって安くなってしまっているということもあり、その辺の売り上げの形も変えなければならないのではないかと。同品質の同品目であれば、同じような値段で売っていこうというような話もされている。また、レストランについてはワンコインのメニューということで始まったところではあるが、例えば、一番安いものであると「ゆうがおうどん」ということで、これは280円という設定になっている。なかなか高いものでも500円程度であるので、利益が出ないという状況がある。ある意味、安いところを求めてくるお客さんにとってはいい形ではあるのだが、お店としての利幅が少ないということがあり、メニューの変更をかけたという話も出ている。当然、メニューの変更をかけて価格を上げていくと。それによって売り上げの利幅を上げて、利益を上げるといった話もある。それから一番経費として大きいものは、やはり人件費である。いかにこの人件費を小さくしていくかということで、その勤務のスタイルを、パートさんもいるし社員の方もいるということで、パートさんの勤務体制の組み入れ方を変えていって、人件費を抑える方向でも検討していくということである。なかなか時間を短くしてしまうと、働く時間がない、収入がなくなるということで、パートさんの扱いも難しい面はあるということも聞いているが、そういったことで人件費を抑える方向でも進めていきたい。このような内容でいろいろな議論がされて、改革していきたいということでの話があった。会員については145名である。

○若林副委員長： オープンして間もなく1年になるかと思うが、目標を達成するようにご尽力願う。

[商工観光課長より発言の申し出]

- 商工観光課長： 先ほどの中村委員からのご質問で、観光費における栃木県アンテナショップ協議会負担金の件について、お答えする。とちまるショップにおける下野市の売り上げについて、28年度は205万9,311円である。
- 中村委員： 29年度の12月末までについては出ているか。
- 商工観光課長： 申し訳ございません、そこまで細かいものは出ていないので。そちらも必要であれば、わかるところまで探していきたいと思う。

平成30年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成30年3月8日(木) 午前9時30分～午前12時2分
○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	秋山幸男	副委員長	○	若林稔
委員	○	中村節子	委員	○	須藤勇
〃	○	岩永博美	〃	○	岡本鉄男
			出席 6人	欠席 0人	

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	高德吉男	建設水道部長	石島正光
農政課長	瀧澤卓倫	農業委員会事務局長	近藤和行
商工観光課長	濱野岳仁	建設課長	谷田貝一彦
都市計画課長	栃本邦憲	区画整理課長	黒川信夫
水道課長	保沢明	下水道課長	若林宏正
スマートIC建設準備室長	伊澤巳佐雄		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	星野登	議事課長	五月女治

○議員傍聴者 村尾光子議員 磯辺香代委員
○一般傍聴者 なし

1. 再 開
2. あいさつ 秋山委員長
3. 事件
 - (1) 付託事件審査について

[発言の申し出]

- 農政課長：昨日、須藤委員から質疑のあった、耕畜連携の件数であるが、飼料用、あるいは、敷き藁の提供をする、といった形の連携をしているが、件数としては190件となる。また、中村委員から質疑のあった多面的事業の24カ所について、図面を配付させていただいたので確認いただければと思う。
- 商工観光課長：昨日、中村委員から質疑のあった、観光費の中の、栃木県アンテナショップ協議会、とちまるショップの平成29年度の売り上げについては、4月から9月までのデータしかなかったが、下野市分の売り上げは110万2,083円となっている。28年度の205万9,311円のおおむね半分になっているため、平年並みなのかなと思っている。売れ筋については、トチギのチカラ ドライトチオトメ、また、キーホルダー、かんぴょうとなっている。
- 建設水道部長：昨日、岡本委員から質疑のあった街路樹の伐採の基準についてであるが、これについては、今後策定に向けて進めていきたいと考えている。策定に際しての主な考え方としては、防犯・安全のための見通しがどうなのか、道路の安全の確保ができるのか、例えば、枯れ枝の落下による事故等も考えられるので、その辺も検討すべきかと考えている。3点目として、隣接住宅の日照・風通しなどの生活環境を改善する面で支障はないか、次に植生環境がどう保全されていくのか、また、景観がどういうふうに保全されていくのか、この点をポイントとしながら、基準の策定、また、別の見方をすると歩道の建築限界、一般的に2メートル50センチメートルを下回るものについては切るということになっているので、その建築限界の部分も考えながら、また、歩道の幅員の狭さによる判断、また、かなり大きくなっている幹もあるので、幹の太さというのがどの程度になっているのか、それも判断材料、また、樹木の寿命や樹齢なども判断材料にししながら今後基準の策定を進めていきたいと考えている。また、伐採のほか強剪定という考え方もその中に入れることを考えている。また、道路構造令の中でも植栽や歩道の幅員などうたわれているので、国の道路構造令の基準に基づいて、今後、下野市の基準となるようなものを考えていきたい。また、樹木の一括管理に関するメリット・デメリットであるが、メリットについては、契約を一本化することにより事務の効率化、簡素化が図れること、また、組織化して業務を実施することにより技術の伝承・継承が図れる、また、前年度の契約に対し改善案の提案などを受けることができ、改善案に対し何らかの予算軽減策を図ることもできる、というようなことがあるかと考えている。デメリットとしては、組織が大きくなることにより、夜間や災害時の緊急性が損なわれるおそれが若干出てくるのかな、というデメリットがあるかと考えている。これらメリット・デメリットを今後考え、あわせて入札方法、場合によってはプロポーザルなども含めながら、一括管理についてのメリット・デメリットを検証しながら検討していきたいと考えている。次に、委員

長から質疑を受けた生活道路整備修繕の優先順位はどう考えるのか、という点について、今回の予算については、今までの積み残しについての修繕箇所については、ほぼ完了できると考えているが、今後どのような状況で修繕箇所がふえてくるのかわからないので、この優先順位については、要望した自治会にも常に関心を持たれているので、現在も多くの問い合わせがある。道路を要望したがどうなっているのだろうか、という話もあるので、それに対しホームページ上で公開している。それで透明性と公平性を図っているような状況である。それでも、要望の時間から経過して、場所によっては劣化がひどい所もあるので、再度、現場の状況を確認して、緊急性・危険性の高い路線については早急に対応措置を含めた施工ができるよう、順番をかえて行うことも必要だというふうに考えている。今後は、地元自治会からの要望時期と緊急性・危険性のバランスをとりながら、対応処置させていただきたいと考えている。

議案第11号 平成30年度下野市公共下水道事業特別会計予算

質疑・意見

[歳入]

2款1項1目 下水道使用料

- 岩永委員：現年度分のほかに滞納繰越分があるが、徴収については、水道も下水道も一緒に徴収していると思うが、以前かなり水道料が滞納の場合、水道を止めたり、支払い方法を制限したりとか、そういう話が以前あったが、滞納状況については、どのようであるか確認したい。
- 下水道課長：滞納整理については、ウオーターテックのほうで業者に委託した形で第一番目に行っている。そのほか、高額滞納者については戸別訪問、また、庁舎にお越しいただき、そういった中で分割してでも滞納を整理していくような形で、支払いしやすいような形、納付相談という形をとりつつも、減らすような形で努力しているところである。
- 岩永委員：滞納件数については、何件くらいなのか。
- 下水道課長：件数については、今資料を持ちあわせていないので、この後報告させていただきたいと思う。

[歳出]

2款1項2目 維持管理費

- 中村委員：委託料の飲食店等水質分析について、対象とか、どのようにやっているのか教えていただきたい。
- 下水道課長：これは、不測の事態に備え予算計上しており、苦情などが発生した場合に、そのお店から流れているものがどういったものなのか、ということを測定するものであり、常時行っているものではない。そういった形で運用し

ているものである。

- 中村委員：たまにそういった不測の事態が起こっていることもあるのか。
- 下水道課長：苦情としては、詰まってしまったとか、下水道とは関係は薄いのだが、浄化槽が臭う、というような苦情がある。そういった関係はあるのだが、水質を調査する、というところまでは至っていないのが現状である。
- 中村委員：東調整池維持管理緊急出動、また、緊急時対応業務というのがあるが、これはどういうときのためのものなのか。
- 下水道課長：緊急出動については、大雨のときに東調整池、薬師ヶ池が、公園としても使っているの、その所で中に入られると危険である、ということも含めて封鎖というか、閉鎖をする関係で委託している部分である。緊急時対応業務については、あくまでも緊急時ということで、想定外で起こったような工事、例えば、マンホールポンプの所にタオルなどが詰まってしまい、それによって汚水が流れない、というような苦情のときの緊急の対応委託となる。
- 中村委員：東調整池水生植物撤去で126万円あるのだが、これは去年の予算書を見ても計上されていたが、毎年撤去するものなのか。
- 下水道課長：この植物は、ヒシという植物に当たる。忍者が使う撒菱、三角のとげのような実がなるものである。これについては、繁茂が著しかった関係があり、その種が中に落ちており、1年だけではなかなか撤去しきれない状況がある。このヒシが繁茂すると秋から冬にかけての間、枯れたときに臭いが発生する等の苦情もある。そういった意味で、数年連続して実施することで、その種を少なくしていく、できればなくしていきたい、というような考えのもとに継続して実施しているものである。
- 下水道課長：先ほどの岩永委員ご質問の滞納者について、負担金・分担金については人数でおさえている。使用料についてはシステムの関係上、納期ごとの滞納ということで捉えているため人数ではなく納期が、ということでご了承いただきたい。まず負担金であるが、28年度末で滞納者26名、分担金については38名。使用料については、納期ごとに大きく変動するため年度末でご了承いただきたいと思うが、28年度末で869件となっている。ちなみに26年分は53件、27年分については105件、28年分については561件という内訳となっている。28年分の561件と、突出しているのは、調定を上げたところですぐに納めてもらえなかった方についてのものであるので、多くなってしまった。次の年には、27年度に見るように105件まで下がっていくというようなことになる。そういったことも踏まえて、件数的には多いように見えるが、納期の件数と調定を切ったところの現年分が入っていないというところをご了承をいただきたいと思う。

未設置について

- 岡本委員：公共下水道も農業集落排水も、設置しないで、確か、細谷地区だけは浄化槽のみだと、以前そのような話をされたが、現在もそうなのか。それとも、農業集落排水か下水道を引く予定があるのか。
- 下水道課長：アクションプラン、一昨年策定したものの中では、細谷・橋本地区も下水道の区域に入れてはどうだ、というようなことで、今進んでいる。
- 岡本委員：そのアクションプランに入ったと、検討するということだが、以前、合併浄化槽以外は考えないというような話をされたので、あそこの区域の人は何だ、という話も多々出たわけである。下水設備が入ることになれば、あの辺はどちらかといえば壬生と隣接しているので、下野市から置いていかれるような、疎外化されているような、そういう風潮も見受けられて、まずい表現だなと思っていたが、今回のアクションプランに入るとのことなので、できるかできないかということは別にしても、そこに住んでいる人たちが、将来性のない、おれの所はもう駄目なんだと、入る予定がないんだというようなことがないように、しっかりと、市としては全体的なものを考えていくように、具体的なプランを立てて取り組んでいただきたいと思う。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第12号 平成30年度下野市農業集落排水事業特別会計予算

質疑・意見

[歳入]

なし

[歳出]

1款1項2目 維持管理費

- 須藤委員：農業集落排水緑地管理に300万円の予算が計上されているが、これは業者に委託しているものと思うが、こういったことに関し、地域の方々、これを利用している方々との連携というか、そういったことはないのか。一緒にその緑地管理に地域の方が参加して、活動する、緑地管理をすると。まずは、委託先はどのような業者なのか伺う。
- 下水道課長：業者については、下野市の造園業協会が請け負っている。地域との連携については、吉田西でホテルの育成ということをやっていたり、その辺のところでは若干の管理、草むしりとか、そういったものは行っているが、そのほかについては、市のほうの管理ということで進めているところである。

○須藤委員：承知したが、地域の方にもそういうものをしっかりと理解してもらうため何らかの連絡、周知するというようなことを考えてもいいのではないかなど、市として、こういうことになっているんですよ、皆さんのご協力もお願いしますよ、という。地域の方にもお知らせする、知らせてあげる。そういうことも私はあってもいいのではないか、それによって地域の方の農業集落排水事業への関心も上がる、そういうこともあるのかなというふうに。ある地域に行き、あそこはよくきれいになっているんだけど、市でやっている、私は何も関係ないねと言う、奥さんからそういう話をいただいたことがあり、ありがたいことだなと、そのような思いをしたことがあるので、一応お知らせをしておく。続けて質問するが、農業集落排水とあわせて、地域によってはこの農業集落排水を設置せずに合併浄化槽でやられているところもあるのではないかと思うのだが、そういった地域は今どのくらいあるのか。

●下水道課長：下野市については、アクションプランの中でほぼ下水道の管を延長していくということで考えている。今のところ、ほとんどの所を指定した形になっている。ただ、これが工事の区域となっていくと、一度に工事ができない点もあるので、例えば、今工事をしている所がある程度目鼻が立って少しずつ広げていくというような形で進めている。浄化槽の地域がどこか、ということになると、基本的には今の段階では下水道を延ばしていくという形で考えているので、ここを浄化槽の地域にする、といった指定は、実際にしていない。また、集落排水の処理場についてであるが、地域によっても地域差があるが、ある地域については、元々処理場の草むしり、篩渣、スクリーンにかかったようなごみだがそういったものを、地域で当番制で清掃をしていた経過がある所もある。そういった所について、逆に苦情が出て現在のような形になったという経過もある。公共下水道と同じような料金を支払っているのに、公共下水道はそういったことをしていないではないか、というような意見が強く、そういうふうなボランティア的な活動がなくなって今のような形になったという経過もある。また、須藤委員がおっしゃるような形も、今後検討の中に入れていければというふうに思っている。

○須藤委員：もう一つ伺うが、農業集落排水の箇所、施設は、今下野市内に何カ所あるのか。

●下水道課長：集落排水のクリーンセンターについては、現在8カ所、石橋で1、国分寺で3、南河内で4となっている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

— 暫時休憩 —

議案第13号 平成30年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業
特別会計予算

質疑・意見

〔歳入〕

なし

〔歳出〕

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 須藤委員： 補償費の物件移転及び使用収益不能補償について伺う。確か、昨年は3件という話であったと思うが、現状はどのようになっているか。
- 区画整理課長： 補償の件数が3件であったということによろしいか。補償の件数については、工作物・立竹木の関係で1件である。それから、使用収益不能補償が1件である。
- 須藤委員： 昨年資料を見たときに、答弁していただいたのが3件というふうに私は記憶しているが、今年度も同じような状況で進んでいくということか。
- 区画整理課長： 今年度も同じように進んでいくような状況である。
- 須藤委員： いつになったら、この区画整理は、石橋駅周辺特別会計予算は、相手方との補償ということで、これはもう永遠に続いていくということになってくるのか。
- 区画整理課長： この件に関しては昨年度から引き続き交渉しているが、まだ補償交渉は成立していない。今年度に入り、事業の認可権者である県からも、事業期間が平成32年度ということになっており、早期に完了してくださいとの指導もあり、その事業を完了するためにどのような方法があるか、どのように推進すれば解決できるかということについて、街区の変更も視野に入れながら、県との協議を行っている。また、県との協議とともに、地権者との交渉も行っている状況である。近日では、10月3日、2月4日、2月19日に交渉をしているが、残念ながらまだ成立していない状況である。これからも、事業計画年度が32年度に迫っていることや、将来的なことを考えて区画整理の必要性について再度説明し、事業が収束できるよう、今年度も交渉を進めていきたいと思っている。
- 須藤委員： 昨年も同じような話をいただき、私も現場にも行って見た。大変なことだとは思いますが、早急な、あと2年、それで完了させるような方向で進んでいっていただきたいと思うので、よろしく願いたい。
- 秋山委員長： 補足説明をお願いしたい。32年度が事業計画のタイムリミットであるということだが、それまでに同意を得られないときにはどういうふうになるのか。それと、交渉が全然進んでいない理由。設計変更も視野に入れて

というような話をされたが、設計変更をすれば同意の可能性はあるのか。その辺のところの説明が、状況が我々にはなかなか見えてこない。今、須藤委員が言ったように、去年と同じような経過で、区画整理の必要性を訴えろとか、当然わかっていると思う。その中で、なぜ反対しているのかということの説明されていないので。どういう状況でどういうことがネックになっていて、どうなるのかなということが把握できないので、その辺のところをもう少し詳細に説明いただきたい。

●区画整理課長： 交渉している地権者が3名いる。1件については建物補償が絡む案件であり、その建物補償に関しての、移転の理解が得られていない状況である。また、2名の方については、同じ街区の中に仮換地をされた箇所があるが、その仮換地の位置について双方とも思い思いのことがあり、その換地について納得が得られていない状況である。また、計画変更というのは、これで決まったということではなく、あくまでも県と相談をしながら、計画を変更することで、地権者の方の了解をいただけないかということも検討して進めていってはどうかということ、その辺を今進めている状況である。

○秋山委員長： 今の説明で状況はよくわかった。建物の補償ということは、要するに金銭的なことが一番大きいと思うが、間違いないですね、これは。それから、街区の中で仮換地を指定されているところが納得できないということですね。結局はもう、ほかの住んでいる所は仮換地、まだ本換地にはなっていないですね。仮換地になって指定して、建物を移転したりしている中で、仮換地がここではだめだからあそこにしてほしいと言ったときに、もう仮換地で建物を移転して新築した人が移動することは非常に難しいと思う、現実的に。最終的に計画変更をして、仮換地の同意をいただけない2名の方についてはどうするかとか。それで、計画変更した中で、それが可能なのかどうか。それが可能でないということであれば、32年度の事業計画終了までに、にっちもさっちもいかないという状況になってしまうと思う。その辺のところを、ざっくばらんでもいいので説明願う。

●区画整理課長： 今現在、その案について調整しているところであり、計画変更に関しての結論は出ていない、交渉中である。また、これが長引くことになると、今現在は32年度ということで決められた期間があるので、事業の完了に向けての協議を、土地区画整理施行者と最終的な協議をしていかなければならないと考えている。

○秋山委員長： はい。まあ、最終段階に入ってきていると思うので、非常に難しいと思う、3名の方の同意を得るのは。しかし、やはりここまで進行して来て、皆さんが納得したような形で落ち着いてきたのだから、大変かもしれないが、積極的に。とれる方策は全てとるということで、傍観しているだけではなくて、努力しますではなくて、もっと積極的に。1つのところからこうだんだ

んとせめて崩していくとか、いろいろな方法もあるかと思うが、そこはプロ集団であるから、いろいろな経験も踏まえて努力していただきたい。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第14号 平成30年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業 特別会計予算
--

質疑・意見

[歳入]

なし

[歳出]

○岡本委員： この仁良川地区の区画整理事業については、長年ずっと続けてやっているが、確か5～6年前に全体計画の見直しが行われて、予算全体総額が随分減額になった。これは、なぜ減額になったかということ、東側の擁壁の単価が非常に高く、こんなに区画整理事業で擁壁のために金がかかった場所は市内ではどこにもないので、おかしいのではないかということで。施工方法も変えて随分安くなったとはいえ、膨大な金がかかっているわけである。新たな計画のもとに進行しているわけであるが、計画が変更になってから、完成目標は変わっていないのか。予定どおり進んでいるのかどうかを伺う。

●区画整理課長： 事業計画年度については、平成35年度ということで変わっていない。また、計画どおりに進んでいるのかというご質問であるが、28年・29年と、県道結城石橋線の沿線を補償してきたところである。それから、その県道から西側の、今現在広くあいたところがあるが、そちらのほうもおおむね計画どおりに進んでいる。確かに35年度までに本当に終わるのかということになると、今現在では、それに向けて、スケジュール等、インフラ整備、要するに水道事業、下水道事業、道路整備事業が関わるので、その辺の計画もこれから立てて、35年度に終わるかどうかについても、これから検証してまいりたいと考えている。今のところは、おおむね計画どおりに進んでいる。

○岡本委員： 現在計画どおりに、平成35年度を目標に完成に向けて取り組んでいるということである。なかなかこういうことは相手があることなので、いろいろと問題が発生して簡単にはいかない。へたすると感情的な問題にもなつて、難しい問題に発展しないように取り組んでいただきたいと思うが、一方で、今年度の仁良川地区土地区画整理事業の予算を見ると、約4億4,000万円の予算が見込まれているわけである。しかし、一方で、一般会計からこの地区の新設市道の整備ということで4億8,000万余の金がまた計画されている。である

から、相対的に言えば、仁良川地区の土地区画整理事業では、ここに書いてある予算よりも、実際には倍以上、9億近い金が区画整理事業に使われている。これは、ことしだけではなく、去年も、その前も。最近、まち工とかいろいろな予算が、この仁良川地区土地区画整理事業に使われているが、この区画整理事業の特別会計には上がってこないのである。そうすると、私が心配しているのは、この仁良川地区土地区画整理事業に大枚をはたいて計画しながら、下野市全体で見ると大変な予算が毎年ここに投入されている。やはり投入されたからには、それなりの投資効果を上げていかなければならないと思う。であるから、毎回いろいろな委員からも、余剰土地というのか、公売の土地についてもいろいろな質問が出るが、とてもじゃないが、10区画、20区画売ってもこれの原資に合うような採算が取れない、この区画整理事業を今淡々としてやられているわけなので、私も議員としてはあまり賛成できないが、しかし、手がけてしまったので、一日も早く完成しなければならないということは、皆誰も考えは同じだと思う。であるが、そうしたことを一方では頭の隅に置きながらこの事業計画を進めていかないと。いわんや、議員だけではなく、一般の市民からもそうした不手際というのか、公金の無駄遣いをしているのではないかというような指摘も招きかねないような現状であるので、その点についてはどのように考えているのか。

- 区画整理課長： 委員が言われるように、多額の資金が入る事業である。ここで言えることは、委員が言われたように、少しでも早い事業完了に向けて鋭意努力をしていくしかないのかと思う。そういったところでご理解いただきたいと思う。事業の早期完了に向けて努力してまいりたい。
- 岡本委員： おそらくこの土地区画整理事業については、この関係者の委員会か何かができていると思う。そういう中で、逐一事業の進行状態、あるいは、先ほど石橋の中でもあったが換地の問題や、それはそれはいろんな問題が山積して、論議をされていると思う。そうした委員の方々にも、この土地区画整理事業の重要性、また、これだけ多くの金がかかっているということを、ぜひ理解をしてもらいながら、執行者としてもしっかりと前向きに取り組むよう、一日も早い取り組み、と同時に、保留地の販売の促進に向けた取り組みをしていかなければならないと思うが、これらの保留地の販売についてはどの程度進んでいるのか。
- 区画整理課長： 保留地を売り出してから、3月1日現在で、保留地販売実績については、31区画地の販売が完了している。面積的には7,748.84平方メートルを販売しており、3億1,138万7,000円の実績がある。今現在売り出している保留地は23件ほどある。この保留地の単価に関して、前々回の常任委員会でも、旗竿の土地などに関してはもう少し値段を下げて売りやすい方向で持っていたらどうかという意見もいただいており、そういったことも含め、2月に土

地評価委員会を開催し、保留地の値段を決めている。本年4月2日から、改めて設定した23区画の保留地の販売をする予定である。PR状況については、昨年ではいろいろな機会、例えば、栃木住宅フェアや下野市観光ツアー開催時などでパンフレットを配布して、10回ほどパンフレットを配布している。また、壬生にある会社に、壬生町を通してパンフレットを置きに行ったりしている。これからの販売方法として、まだ決まったわけではないが、可能であれば、住宅展示場とかそういうところにもパンフレットを置いてPRをしてまいりたいと考えている。

○岡本委員：ありがとうございます。そうですね、この販売については、私は、手数料はかかると思うが、一般販売の、不動産の販売取引をしている会社にも、そういうところにも書面を出して、それで販売したら手数料を払うと。それはいたし方ないところだと思いが、そういう努力もして、販売を。少なくとも旗竿のところを含めて完売できるような方策というものは、どんどん取っていかなくてはならないと思っている。最後になるが、いずれにしても、この仁良川地区土地区画整理事業は、合併したときにもうすでに1工区が、まだ完了まではいかなかったが、2工区からが市になってからの取り組みになると思うが、本当にもう何十年も続いている。聞けば、この栃木仁良川線のところまでは見えてきたが、あれからまた南側も、50メートルくらい入ったところまでこの区画整理の地区の対象になっているということで、ぜひ、手を付けられるところは。南側は全然手を付けていないですよ。一部はあるが。ぜひ手を付けて、完成に向けた前向きな努力を、姿勢を見せていただきたいと思う。

○中村委員：パンフレットを住宅展示場に置くことも検討するということがあった。私は前に住宅展示場で働いていたことがあるが、住宅メーカーはいつでも土地をすごく探している、土地がない方でも家を建てたいという方はたくさんいるので。住宅展示場に置かせていただくということももちろんであるが、そういう住宅メーカーにアプローチしていくということも一つの手かなと。有効なのではないかと思うので、検討いただきたい。

●区画整理課長：先進地の事例もあると思うので、研究してそういった機会もぜひふやしていきたいと考えている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第15号 平成30年度下野市水道事業会計予算

質疑・意見

[歳入]

なし

【歳出】

- 中村委員： 債務負担行為に関する調書を見ると、上下水道料金等徴収業務委託について、平成27年度から平成29年度までが9,878万円で、平成30年度は単年度の契約になった。計算してみると、値段的には単年度になったほうが少しだけ安くなっているが、単年度にした理由を伺う。
- 水道課長： こちらについては債務負担行為で、3年間契約である。平成28年1月から平成30年12月までが契約期間となっている。30年度に支払う金額が3,292万6,000円となっている。
- 中村委員： 単年度契約にした理由はあるのか。
- 水道課長： 単年契約という形でやっているが、こちらについては3カ年契約の中の単年度分ということになる。
- 中村委員： では契約としては30、31、32の3年間の契約をしているが、ここに載っているのは1年か。違う。
- 水道課長： こちらに載っている金額については30年度だけの金額になる。これは27年度から。27、28、29、30という形になる。27年度の途中から、28年の1月からになる。
- 秋山委員長： 支払期間について、もっとはっきりと。もう一度、わかるように。
- 水道課長： 単年度ごとの支払金額を申し上げる。27年度については1,097万6,000円、28年度は4,390万2,000円、29年度は4,390万2,000円、30年度は3,292万6,000円になる。
- 中村委員： では、大分安くなったという。違うか。
- 水道課長： これについては、30年12月までの金額であり、1月から3月までの金額はまた単年度で。
- 中村委員： また後で伺う。

— 暫時休憩 —

- 水道課長： 先ほどの中村委員の質問であるが、上下水道料金の徴収委託について、当該年度30年度の支払いが、3,292万6,000円になっている件については、契約が平成28年1月から平成30年12月まで36カ月の契約となっている。その年度ごとに支払う金額について、こちらに載っているわけであるが、30年度の支払いについては、4月から12月の9カ月分の支払いになるので、3,292万6,000円とほかの年と比べると、3カ月分少なくなる分だけ安くなっている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第17号 下野市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について

質疑・意見

- 中村委員：最後のページ、第10条であるが、市民は、中小・小規模企業者が供給する製品及び役務の利用を通じて中小・小規模企業者の発展に協力するよう努めるものとする。とあるが、中小・小規模企業者が供給する製品とかいうのは市民にとってわかりにくいかと思うが、これをどうやって市民にPRしていくつもりかお聞きしたいと思う。
- 商工観光課長：市民の役割ということであるが、この条項はこの条例の有効性を確保するために、不可欠である市民の理解と協力のために定めているわけである。中小企業と小規模企業の振興が地域経済の発展や市民生活の向上に重要な役割を理解する上で、中小・小規模企業者を支えていく、市民の皆様の自発的な協力をお願いするということを想定している。地元の中小・小規模企業者に関心を持っていただくということで、市民の皆さんが地元企業に就職することを検討いただくとか、そのような機会もふえてひいては地元への定住が促進されること、好循環につながればいいということも想定している。供給するというのは製品だけでなく、雇用の機会の創出もある。確かに地元のものPRということは下野市では下野ブランドとかでPRするとか、そういうことも含めて、どんなことができるか個別に詰めていかななくてはならないと考えている。
- 中村委員：下野ブランドは市のものであるというようなことを分かるように、中小企業を応援しようという感じも絡めて、うまくPRしていくことが下野市の発展につながるということを少しわかりやすく、粘り強くPRしていくことが大事だと思うのでよろしく願います。
- 商工観光課長：委員おっしゃったとおり、条例の趣旨や内容については、交付の後、周知の方を行っていきたいと思うので、その中で皆さんにわかりやすく伝えられたらいいかと思っている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第32号 下野市市民農園条例の一部改正について

質疑・意見

- 中村委員：新旧対照表であるが、第21条に新たに利用料金が追加されることになり、使用料が利用料金として指定管理者の収入とすることができる。という

ことになっているが、指定管理料としては153万円を支払っているが、それプラス利用料金が収入になるということだと思いが、これはどういう経緯でこのようになったか教えてほしい。

- 農政課長：今回、条例の改正の経緯については、農園の管理を農業公社のほうに指定管理ということをお願いしているわけであるが、農園については農園の使用料及び施設の使用料等があるわけであるが、これまで公社の使用料として入るという定めがなかったためそれを付け加えるものである。根拠となるのが地方自治法の第244条の2第8項の規定に、地方公共団体は適当と認める指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金、この料金は次の項の中で、利用料金という言い方をするが、当該指定管理者の収入として収受させることができる。という定めがある。これをもって利用料金として、現在指定管理を受けている農業公社のほうにお金を入れる、取ることができる。公社については指定管理料のほかに農園の使用料も含めて、収入として会計を行っていて、運営をしている状況であるので、実情にあわせてという今回の改訂となる。
- 中村委員：今まで明文化されていなかったことを明文化したということによるしいか。
- 農政課長：そのとおりである。

— 暫時休憩 —

- 若林副委員長：利用料金として当該指定管理者の収入とすることができる、と書いてあるが、今までの料金はいくらぐらいいただいたのかと、指定管理収入のほうかどのようになるのか分かる範囲で説明いただきたい。
- 農政課長：こちらでうたっている利用料金であるが、条項の中でもあるように第10条については、農園の使用料になっている。これについては、1平方メートル200円という単位である。予算立ての想定としては、全区画使用されているので、48万6,200円ということになる。第11条については、バーベキュー施設があり、1回200円ということを出している。これを11件予定して2,200円、さらに17条クラブハウスの施設の利用で単価的には500円で、72件ほどの予定で3万6,000円、合計して52万4,400円の利用料金を想定している。
- 若林副委員長：今の金額が想定されているが、指定管理の収入とすることができるというのは、この金額が入ってくると理解すればよろしいのか。
- 農政課長：指定管理料は別に全体の施設を管理するための光熱水費等で金額を出している。それプラスこの使用料金を含めて、公社の運営をしていくということである。
- 若林副委員長：了解した。

- 秋山委員長：確認したい。農園の使用料を平方メートル200円いただいているが、これは指定管理者に入るのではなくて市に入ってくるということであるか。今まで取っていたものはどこに入っていたのか。当然指定管理者に入る場合は、今まで入っていない52万円が入るので、指定管理料をだいたい50万円減額するという話になってくると思うが、その辺のところが見えていないので、そこを説明していただきたい。
- 農政課長：これまでも農園等の利用料金等については、公社のほうに収入として入っていた。これまでも指定管理料プラス農園等の使用料をあわせて、公社の運営をしていたということである。収入を取れる条例の中の文章が明文化されてなかったということで、自治法に基づいて今回明記させていただいたということである。
- 秋山委員長：条例には制定されていなかったが、現実的には収入として公社に入れていたということですね。今まで、問題ないのか。条例で定めていないものをどういうふうな収益で歳入の部分で、どういうふう処理していたのか説明願う。まったく条例に定めてないものを収入として入れるというのは、問題があるから改めて条例制定して、明文化するということだと思うが、今まで過去の中での処理は問題ないのか。監査等受けていたと思うが、監査委員からの指摘とかの中で、これはまずいということがあって、条例制定の中に入れたのか経緯を説明願う。今回の改正についての。
- 産業振興部長：確かに条例のほうには規定はなかったが、地方自治法の第244条の2第8項において、利用料金として収受させることができると、規定している。条例のほうに今回規定したということについては、今回、次に都市公園条例があるが、その中でも同じような規定がされるということで、部内で指定管理をしている施設の条例を点検し、そこで市民農園の条例についてはその規定がないということで、ほかの条例でも規定されているところがあるので、今回その誤りを訂正させていただいたところである。今までの収入が違法か適法でないかということについては、市と指定管理者で協定を結んでいる中で、利用料金として農園のほうで収入とすることができるとしている。先ほどの指定管理料の算定の方法についても、実際に市民農園を運営するにあたって必要な経費があり、その経費の中から使用料金等を差し引いた部分を指定管理料ということでお願いしている。使用料が市民農園等の利用が少なくなると公社のほうも指定管理ができなくなるので、そういったものも含めて使用料金を全区画利用できるように、公社のほうでも努力していただくことも含めて公社の利用料金ということで取り扱っているところである。
- 秋山委員長：条例改正の提案理由に、地方自治法にこういう文言でうたわれている中で、本市の市民農園の条例を検討した結果不備なところがあるので、こういうふうな形で提案したいというような提案をしないと、ここの条文だけ

提案して認めてほしいといわれても、提案するからには今部長が説明したように、こういう背景があって、あらためて市民農園の条例を照らし合わせた結果不備があるので、このような形にしたいというような提案の仕方でないと、これだけだとまずいので、今後条例改正等の提案の時は、提案理由の説明をしてもらわないと。これについては別に問題ないと思うが。

- 産業振興部長：条例の改正の議案の提出の様式については、このような様式で統一されているもので、地方自治法とかの文言は入れていなかった。私のほうで本会議の条例の説明の時に、地方自治法第244条の2第8項の規定ということで、説明させていただいたところであるが、今までの条例の規定がなかったことについては現在の取り扱いを規定するためと、説明であったので、説明不足があったということは承知したので、今後気を付けたいと思う。よろしくお願ひする。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第33号 下野市工場誘致条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第34号 下野市都市公園条例の一部改正について

質疑・意見

— 暫時休憩 —

○秋山委員長：利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は後納とすることができる。ということであるが、全て前納ということであれば、申し込みと同時に料金を納めるということになると思う。前納と後納について、皆さんから意見があればお願ひする。

○若林副委員長：私もいろいろと頼まれて申請するが、申請と同時に納付が建て前かと思うが、今の説明だと後で納めるのは、借りたいから申請するので、前納が建て前かと思うが。後で納めるということは相当何か事情が、大金であるとか、そんな料金にならないと思うが。申請と同時となると思う。

- 建設水道部長：今回の条例改正については、指定管理者が道の駅しもつけとい

うことで、方針案が前議会で決定していただいたわけであるが、これについて道の駅さんのほうでは、道の駅本体とふれあい館と今回の三王山ふれあい公園を指定管理ということでお願いすると、いうことであり、どういう可能性があるのかということは今現在では思いつかない状況であるが、先ほど課長補佐が言ったように、何らかの形で、請求書で事業展開することによって事業がより拡大できるのかと、いう思いもある。また、下野市の保健福祉センターの条例で、ふれあい館本体もコントロールしている条例であるが、その規定の中にもこれと同じようなただし書きがあり、できれば同じような扱いの中で、連動してこの施設を使っていたら、場合によっては、両方とも後納でいけるのだったら借りられるとか、そのような方がいたら使えると。片方が後納で片方が後納できないということになると、やはりやめようかという話も出てくるため、ふれあい館とあわせた運営の仕方ができればという状況の中で、この条項を入れさせていただいた。

- 中村委員：後納するケースを考えてみたが、大松山運動公園は直営であるが、今後もしかしたら指定管理になるかもしれないと考えて、陸上競技場やサッカー場を何日間か貸すということになると、企業や他自治体が相手となるということもあるのかと思った。そうなる金額もはってくるというケースも考えてみた。ご参考までに。
- 秋山委員長：必要があると認められる場合という時に、これは誰が判断するのか。窓口が判断するのか。受付するのは指定管理者の中で雇用して窓口受付とかあるわけで、いちいち判断するのか、問い合わせして。
- 建設水道部長：基本的には前納という形で進められるかと思うが、後納という判断については指定管理者の中で事前に、窓口の方がどういう方がつかれるかわからないが、運用のマニュアルの中で、判断がされるのかと考えている。あくまで指定管理さんのほうの判断を事前にマニュアル化して、それを運用の中で使えればと考えるべきと考える。また、ふれあい館のほうでもどのような形でやっているのか参考にできればと考えている。
- 秋山委員長：ふれあい館で後納した事例とかはあるか。理由付けの中で、やっぱりこれは後納でないと、こういう文言を入れておかないとまずいなということで、ふれあい館で統一するということであるが統一する必要があるのか。これに見習って、ふれあい館も直してもらって前納という方向にしてもらうのがいいのか、その辺のところの検討をしなくてはならない。指定管理者に後納したいというような届出をするのに、それなりの理由付けがあるから文書でとか、そんな面倒くさいこと普通はやらない。申請した時に前納したほうがよっぽどいい。わざわざ親切そうだが、書類を出してくださいとか非常に不親切である。前納ということであらえば問題はないと思う。何百万や何千万の利用料金ではない。先ほど副委員長がいったように使いたいという人は。利用料

金は定額である、1時間借りて何千円とか、安いときは何百円とか。後納する必要があるのかと。その辺検討したか。ふれあい館等になっているから後納ということを出したのか、本当に後納である必要性を検討したうえで出してこないと。現実的にこういう例があってやはり後納ということはこの文言の中に入れておかないとまずいということであれば、後納ということを出してきてもいいが、親切なようで利用者にとって不親切なような、必要ないことをあえて付けなくても、前納とすると言い切ったほうがいいと思うが、検討されたか。

- 建設水道部長：具体的な検討は現実的にはしていない。先ほど言ったようにふれあい館と同じような体制が取れることによって、指定管理者の運用も容易になってくると考えるし、使用の頻度が拡大できるのかなというようなことで考えた次第である。
- 秋山委員長：後納だから利用拡大は、まずあり得ない。今話し合いした中で、皆さんもそう感じていると思う。前納ですっきりしたほうが、事務量も少なくなるし。

— 暫時休憩 —

- 建設水道部長：他自治体、近隣では上三川町や壬生町、宇都宮市、小山市などの行政が使用する場合には、我々と同じような形で、なかなか前納が難しい、伝票を切って実績に基づき支払う、という内容の場合が想定される。もう一つ、考えられるものが、キャンプをして、テントを張って、どこかに遊びに行つたと。天平の丘公園に行つた、グリムに行つた、もっと遠い所に行く方もいらつしゃるかと思うが、そういう場合に何らかのアクシデントで帰れなくなってしまったと。本当はきょうの夕方にテントをしまつて帰る予定ですが、帰れなくなって電話をして、私はこういうことでちょっと帰れないので、あと一泊ということでお願いします、という場合が想定されるのかなと。言い訳になって申し訳ないが、そういうことも想定される。また、現実的にふれあい館では、こういう事例があるのかと確認したが、あくまで前納というようなことで、ただし書きはあるものの前納を基本としているので、今の段階では、まだ後納という事例はない、ということで確認できた。
- 中村委員：条例の減免措置のときには、「ただし、市長が必要であると認めた場合」というのが出てくると思うのだが、特別な場合なんだよ、ということで、市長が必要であると認めた場合、というふうにするということもあるのかなと思ったのだが。
- 建設水道部長：今の市長という話であるが、道の駅しもつけになるので、指定管理者は市長が代表者になるということであるので、場合によっては違う人

が指定管理者になることも考えられると思うので、現段階では大丈夫だと思うが、そのようなことだと思う。

○岡本委員：この項目を入れるということになると、ほかの施設についての条例についても、こうした一項を入れるような形にしないと統一性がとれないのではないかなと思う。例えば、ほかの施設、国分寺の温浴施設や石橋には体育施設もあるし、そういうもの全てにこうした一項を入れるようなことになってくるのかなと、拡大解釈するとね。現在は行っていないわけなので。そういうことになると、この問題が大きくなっていくのではないかなと思う。なので、できることならば、今まで、入っていないで徴収していたと、それに不都合がなければこうした項目は入れる必要はないのではないかと。それで、ケース・バイ・ケースで対応していくというふうな、余裕をもったというか決め方で進めていくほうが、すんなりいくのではないかなと思う。もうちょっと詰めれば、この使用料が何万円とか何十万円ということになれば、市として取りはぐれたら大変なことになるので、そうはいかないと思うのだが、考えればそんなに多額の使用料ということにはならない。なので、そこまでする必要はあるのかと。また、こういうように書くことによって、かえって利用者から反発というか、そういったものも出てくるのではないかと。むしろ、部長の言っているように、こちらが気を利かせてやったつもりが、相手にはそうとられないということのほうがむしろ多いのではないかなと思う。なので、ここでこの一項を入れることによって、かなりほかの施設の使用料の項目についても、そういう問題が多々、出てくるのではないかなと思うことを配慮すると、この際、これは、現在あるところについては、削除するとか、むしろそのほうが使い勝手のいい条例になるのではないかなと思うが。これは提案である。

●建設水道部長：全部の条例を確認したわけではないが、下野市保健福祉センター条例で全部これをやっている。3つの施設について。これの中には、このただし書きはある。なので、先ほども説明をさせていただいたように、同じような形でやらせていただければと。

○岩永委員：いろいろ話を聞いたが、出された内容を見れば、今回は仕方ないのでは、と私は思うのだが。原案どおり採用してください。

○中村委員：下野市が他自治体の施設を使う場合、やはりそういう請求書をもって支払いに応じるというのは、よくあることなのか。そういうことをしないと自治体というのはお金を払ったりしないのか。

●建設水道部長：間違いなくだめだというふうなことではないとは思っているのだが、基本的には請求書をいただき、それで伝票を切って決裁をもらって支出命令を受け、それで支払っているのがほとんどの状態である。ただ、私どものほうでほかの自治体の施設を借りて、その時に後払いでやっているかどうかというのは、確認できない。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第37号 工事請負契約の締結について

質疑・意見

- 岩永委員：本契約については、これが一番最後の工事だと伺っている。なお、仁良川地区特別会計の中で話も出たのだが、道路等で大きな工事が予定されているかどうかお伺いしたい。仁良川地区について。
- 区画整理課長：道路工事についての大きな工事であるが、30年度には、地区の東側の擁壁工事について、3億5千万円の工事を予定している。内容的には、地盤改良工事になる。
- 岡本委員：今回、入札行為についてであるが、私はよくわからないが、入札金額が大きいということで、入札に参加する会社の経営状態というのかな、これについて、この3億7,417万円ですか。これに入札資格の該当する、市内ですね、これいずれも下野市内の業者なのですが、このほか、入札できる資格のある会社というのは、小さい会社では共同企業体を形成しなくてはできないと思うのだが、どのくらいあるのか、教えていただきたいと思う。
- 下水道課長：入札状況の調書によると、工事の共同企業体、4企業体からの応札があったということが現実である。下野市内にどれだけの3億、4億という工事を請け負うことができる会社があるかということについては、誠に申し訳ないが、この辺の判断については、契約検査課において判断されており、登録事務等についても、契約検査課のほうで工事企業体についての登録・審査を行っているところであり、私どものほうではそういった情報を持ち合わせていないというのが現実である。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

要望すべき事項

なし

5 その他

なし

閉会